

特201

764

# 電信法規

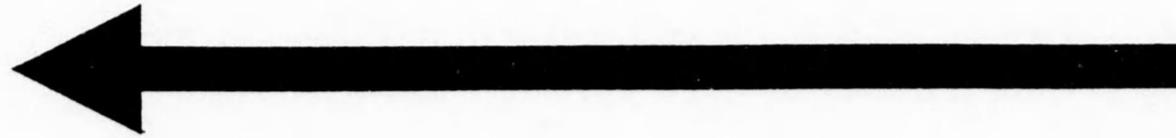
## 第一篇



東京第一高等無線工科講習所



# 始



特 201  
764

# 電信法規

## 第一篇



東京第一高等無線工科講習所



# 電信法規第一篇

## 目次

### 第一編 內國電信法規

第一章 總則	一
第二章 書法	九
第三章 字數及語數ノ計算	三
第四章 料金	四
第五章 差出	四
第六章 配達	五
第七章 新聞電報	六
第八章 電線託送	六
第九章 略號及配達先指定	六
第十章 局渡	六

目次

一

第十一章 尋問、改正及停止…………… 六九

第十二章 電報取扱規程拔萃…………… 七三

第十三章 閱覽及正寫…………… 一〇四

# 第一章 総則

▲通信法規中期間計算方ニ關シテハ期間計算方ニ關スル民法ノ規定ニ依ル追テ「何日ヨリ起算シ」トアルモノハ起算日ヲ特定シタルモノトス(指令回答 明、四二、六、三)

▲本邦内地、臺灣又ハ樺太ト間島トノ間ニ發着スル電報ハ便宜内國電報トシテ處理スルモノトス  
(指令回答 明、四三、一二、一九)

## 第一條 電報ハ左ノ三種トス

- 一 官報
- 二 局報
- 三 私報

## 第二條 官報トハ左ニ掲クル電報ヲ謂フ

- 一 官廳及自治体ヨリ發スル公信
- 二 外國ノ首長、皇族、大臣、陸海軍將帥、大使、公使及領事ヨリ發スル電報  
但シ商人ニシテ領事ノ事務ヲ扱フ者ヨリ發スル電報ハ官報發信ノ資格アルモノニ宛テ且官用ニ關スルモノニ限ル
- 三 國庫金取扱ニ關シ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ヨリ發スル電報ニシテ其ノ證印アルモノ

(證印ノ印鑑ハ電報ヲ差出ス電信ノ官署ニ豫メ之ヲ廻付シ置クヘシ)

四 戰時事變ニ際シ日本赤十字社ヨリ救護事業ニ關シ發スル電報ニシテ左ノ一ニ該當スルモノ

イ 日本赤十字社ノ社長、支部長又ハ派遣救護班長ヨリ官廳ニ宛テ發スルモノ

ロ 日本赤十字社ノ社長、支部長又ハ派遣救護班長相互間ニ發受スルモノ

ハ 日本赤十字社ノ本部又ハ支部ヨリ救護員召集ノ爲發スルモノ

ニ 前記以外ニ發受スル電報ニシテ特ニ遞信大臣ノ承認ヲ經タルモノ

五 戰時事變ニ際シ軍事輸送ノ爲政府ノ使用ニ供スル船舶、航空機又ハ鐵道ノ所有者ヨリ發スル電報ニシテ遞信大臣ノ承認ヲ經タルモノ

受取リタル官報ヲ提示シ其ノ返信トシテ發スル電報

六 電報取扱規程 第五十九條 官報トシテ差出シタル電報ハ第二條ニ該當スルモノナルヤヲ調査シ若シ之ニ該當セサルモノナルトキハ之ヲ私報ト爲スヘシ

第六十條 皇族ヨリ發スル電報ハ之ヲ官報ト爲スヘシ  
第六十一條 規則第三條第三號ニ依リ官報トシテ差出ス電報ニ押捺スヘキ證印ノ印鑑ハ日本銀行本店、支店又ハ代理店ヨリ之ヲ其ノ電報ヲ差出ス局所ニ豫メ之ヲ廻付セシメ置キ該電報ノ差出アリタルトキハ其ノ電報ニ押捺セル證印ト豫テ廻付ヲ受ケタル印鑑トヲ對照シ相違ナキヤヲ調査スヘシ

第六十二條 規則第二條第六號ニ依リ官報トシテ差出シタル電報ハ其ノ提示シタル官報ノ返信ニ相違ナシト認ムルモノニ限リ之ヲ官報ト爲スヘシ  
▲官廳及地方自治体ヨリ發スル電報ニ關スル件通牒(昭五、一二、一六、電業三三三三)

官廳及地方自治体ヨリ發スル電報ト雖モ慶弔其ノ他社交上ノ儀禮ニ屬スルモノハ皇室ニ宛ツル場合ノ外ハ官報トシテ取扱フヘキ限ニアラサル儀ト諒知相成度

第三條 局報トハ電信、無線電信ノ事務ニ關シ電信官署相互間ニ發受スル電報ヲ謂フ

前項ノ外電信、電話、無線電信、無線電話、郵便、郵便爲替、郵便貯金ノ事務ニ關シ電信、電話又ハ郵便官署相互間ニ發受スル電報ハ遞信大臣ニ於テ必要アリト認ムルモノニ限リ局報ト爲スコトヲ得

郵便爲替、郵便貯金及郵便ニ依ル取立金ノ取扱ニ要スル資金ノ授受ニ關シ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店相互間ニ發受スル電報及日本無線電信株式會社ニ於テ政府ノ用ニ供スル無線電信設備ノ障碍修理ニ關シ電信官署ト日本無線電信株式會社ノ本社、出張所若ハ技術員駐在所トノ間又ハ日本無線電信株式會社ノ本社、出張所若ハ技術員駐在所相互間ニ發受スル電報ニ付亦前項ニ同シ氣象報告ニ關シ氣象臺又ハ測候所其ノ他ノ觀測所相互間ニ發受スル電報ハ遞信大臣ノ承認ヲ經テ局報ト爲ス事ヲ得

▲電信法第二十二條

電信又ハ電話ニ依ル通信ニシテ電信、電話、無線電話、郵便、郵便爲替、郵便貯金ノ事務又ハ氣象報告ニ關スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ無料ト爲スコトヲ得

電報取扱規程

第四百十條 規則第三條第二項ニ依ル局報ハ受付ノ際第二十條ニ依ルノ外尙左ノ事項ヲ調査スヘシ

總 則

- 一 局報ヲ發送シ得ヘキ規定ニ基キ發送スルモノナルヤ
- 二 郵便其他ノ他ノ方法ニテハ用テ辨セサル緊急ノ要務ニ關スルモノナルヤ
- 三 局報發送規程第四條ノ二ニ該當スルモノニ非サルヤ

【註】局報發送規則ハ同規定第二條乃至第四條ニ規定セル通信關係官署以外ニ局報ヲ發信シ得スト規定セルモノ、即チ本項ニ於テハ局報ノ發信者カ局報發信ノ權能ヲ有スルヤ否ヤノ意ナリ

第二十條 電報ヲ受付クルトキハ左ノ事項ヲ調査シ其ノ正シキコトヲ認メタル上領諾ノ旨ヲ告クヘシ

- 一 記載方規定ニ違フコトナキヤ
- 二 書体不明瞭ニシテ誤讀ノ虞ナキヤ
- 三 種類適當ナルヤ
- 四 指定ノ記載正シキヤ及指定ヲ要スルモノニシテ之ヲ關クコトナキヤ
- 五 別使配達又ハ船船配達等ヲ要スルモノニ非サルヤ
- 六 本文中ニ記載スヘキ發信人名等ヲ名宛中ニ記載スルコトナキヤ其ノ他料金減脫ノ疑アルモノナキヤ
- 七 規則第十一條第一項第一號乃至第三號及第五號ニ依リ名宛ヲ記載シタル電報ニ付テハ電信、電話又ハ郵便局所名他ニ同一又ハ類似ノモノアルトキノ記載アリヤ
- ハ局所名ノ外其ノ所在地名

【註】規則第十一條第一項第一號乃至第三號及第五號トハ電話送達、略號登記、局渡及郵便私書函ノ事ナリ

- 八 類信紙餘白ニ發信人居所氏名ノ記載アリヤ又ハ其ノ居所氏名ノ記載ナキモ差支ナキヤ
- 九 類信紙ニ貼付ノ郵便切手ハ無効ノモノニ非サルヤ及料金額ニ相當スルヤ

第四百十一條 發信局所ニ於テ局報發送規程等ニ反スル爲局報トシテ發送シ得サルモノト認ムルトキハ其ノ旨懇示シ之ヲ返付スヘシ

第四百十二條 託送發受所ハ局報ヲ發送スルコトヲ得サルモノトス

【註】託送發受所トハ「電信法第二條第四項電報送受ノ目的ヲ以テ一人ノ專用ニ供スル爲電信官署トノ間ニ施設スルモノ」ヲ云フ

第四百十三條 電報ヲ課金局報ト爲スヘキ場合ハ各本條ニ於テ之ヲ定ム

第四百十四條 電報取扱ニ關シ局報ヲ以テ照復スル場合ニハ其ノ搜索ニ便スル爲原信ノ發信番號及受信人名ヲ記載スヘシ

第四百十五條 歐文ノ局報ニ局報略號表ノ略號ヲ使用セントスル場合ニハ其ノ發音ニ從ヒ羅馬字ニテ記載スヘシ

第四百十六條 局報ニハ時間外ノ指定ヲ省略スヘシ但シ課金局報ニ付テハ此ノ限ニアラス

第四百十七條 局報ニハ第八條及第三十四條ノ内心得ヲ省略スヘシ

○第八條ハ飛行電報及近接電報ニシテ局内心得「ヒコウ」「キン」ナリ

第三十四條ハ受信人名ヲ連記シ又ハ居住ヲ送書シタルモノニシテ局内心得「ムオ」

第四百十六條ノ三 電信事務ニ關シ電信局所相互間ニ發受スル局報ニ付テハ受付時刻ノ送受ヲ省略スヘシ

第四百十七條 至急ノ指定ナキ局報ト雖緊急送達ノ必要アリト認ムルモノハ夜間配達電報ニ準シ之ヲ送達スヘシ

第四百十八條 局報ニ付テハ親展ノ記載アルモノ及郵便ヲ以テ送達スルモノヲ除クノ外第二百三十條乃至第二百三十二條ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

【註】第二百三十條 受信シタル電報ノ種類及指定(至急及照校ノ記載ヲ除ク)ハ送達紙名宛ノ傍ニ普通語ヲ以テ之ヲ朱書スヘシ

送達紙ニ數寫シタル局内心得ハ適宜之ヲ抹消シ受信人ニ通知スルコトヲ要スト認ムルモノニ限リ記事欄ニ普通語ヲ以テ適當ニ之ヲ記載スヘシ但人命保全電報、近接地電報及飛行電報ニ付テハ名宛ノ傍ニ之ヲ朱書スヘシ

二百三十一條 送達紙ハ左ノ手續ニ依リ之ヲ折疊ムヘシ

- 一 親展ノ指定ナキ和文電報ニ付テハ表面ヲ外ニ本文欄ノ線(「タイプライター」受信紙ヲ用ヒタルモノニ付テハ指定欄ノ線)ヲ基準トシテ縱ニ二ツ折トシ次ニ本文欄内ニシ挿込線ノ部分マテ他端ヲ挿込ミ折疊線ヲ基準トシテ二ツ折ト爲ス
- ハシ電報受信紙ヲ用ヒタルモノニ付テハ「タイプライター」受信紙ヲ用ヒタルモノニ準スヘシ

- 二 歐文電報及親展ノ記載アル和文電報ニ付テハ其ノ記載ノ行ニ並行シ送達紙ノ未端ヲ本文初行ニ掛ケ内ニ三ツ折トシ更ニ名宛記載ノ部文ヲ反對ニ折返シ次ニ名宛ヲ外ニ左右(和文電報ニ在リテハ)兩端ヲ合セ二ツ折ト爲スヘシ

前項第二號ニ依リ折疊ミタル送達紙ハ其ノ兩端ニ掛ケ封印紙ヲ以テ之ヲ封緘スヘシ

第二百三十二條 左ニ掲ケル電報ノ送達紙ハ適宜之ヲ折疊シ封皮ニ入レ名宛欄ニ記載シアル總テノ事項ヲ其ノ表面ニ轉記ス

ヘシ但シ名宛ヲ透視シ得ル封皮ヲ使用スルトキハ之カ轉記ヲ要セス

一 送達紙三枚以上ノ電報

二 郵便ヲ以テ送達スル電報

前項ノ封度ハ成ルヘク純質及形狀ノ適當ナルモノヲ用ヒ其ノ表面上部ニ『電報(歐文電報ナルトキハ TELEGRAM)ト朱書シ歐文電報及親展ノ記載アル和文電報ハ之ヲ封緘シ(日附印ヲ以テ封印スヘシ)其ノ他ノ電報ハ送達紙ノ脱出セサル様之ヲ糊着シ又ハ折込ムヘシ

郵便ヲ以テ送達スル電報ノ封度ニハ『何局所(自局所名)ヨリ郵便』ト朱書スヘシ

第四百十九條 局報(課金局報ヲ除ク)ヲ追尾又ハ再送スル場合ニハ追尾電報又ハ再送電報ニ關スル規定ニ拘ラス(指定ハ之ヲ附スルモノトス)其ノ局所ヲ相當訂正ノ上左ノ局内心得ヲ添付シ第二百五十二條ニ準シ著信所名改正ノ手續ヲ爲スヘシ『何(自局所名)ヲ著信局ニ指定シ送信シ來リタルモ受信人移轉ノ爲改正送信ス』

第四百二十一條 局報ヲ氣送管ニ依リ送信スル場合ニ於テ該局報ニ關シ受信局所ニ於ケル處理上關係原書ノ必要アリト認ムルトキハ同時ニ之ヲ添附發信スヘシ

第四百二十二條 局報ヲ郵便ヲ以テ送達スル場合ニハ其ノ封皮ニ普通名稱ヲ以テ名宛ヲ記載スヘシ

第四百二十三條 自局所内ニ於テ交付スヘキ局報ハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外當該局長ノ定ムル所ニ依リ之ヲ取扱フコトヲ得

第四百二十三條 自局所内ニ於テ交付スヘキ局報ハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外當該局長ノ定ムル所ニ依リ之ヲ取扱フコトヲ得

第四百三十條ノ二 局報ニハ電線託送料ヲ課セサルモノトス

### 氣象局報

第四十八條 氣象報告ニ關スル電報ニシテ規則第三條第四項ニ依リ局報ト爲スコトノ承認ヲ經タルモノ次ノ如シ

定時氣象電報

臨時氣象電報

警報氣象電報

豫報氣象電報

前項ノ電報ハ之ヲ氣象局報ト爲スヘシ

第四百四十九條 氣象局報ヲ發送スル測候所(觀測所ヲ含ム以下之ニ同シ)ハ別ニ之ヲ定ム

第四百五十條 定時氣象電報トハ左ノ區別ニ依リ毎日定時ニ觀測シタル氣象ヲ報知スル爲メ測候所ヨリ中央氣象臺、海洋氣象臺、臺北測候所又ハ朝鮮總督府觀測所ニ宛ツル電報ニシテ左記括弧内ノ字數ノ數字ヲ列記スルモノヲ謂フ但シ其ノ時刻

ハ臺灣及石垣島ニ於テハ各一時間ヲ繰上クルモノトス

三回ノ分 午前六時 (二十二字)

正 午 (十六字)

午後六時 (十六字)

一回ノ分 午前六時 (二十二字)

定時氣象電報ニシテ其ノ觀測定時三十分(下關、廣島、函館ハ四十分鹿兒島ハ一時間)ヲ過キテ差出スモノハ之ヲ局報ト爲スコトヲ得サルモノトス

第四百五十一條 臨時氣象電報トハ天候異常ノ場合ニ於テ臨時ニ測候所ヨリ中央氣象臺ニ宛ツル電報ニシテ數字十字又ハ數字及文字九字ヲ列記スルモノヲ謂フ

第四百五十二條 警報氣象電報トハ暴風ノ警戒ヲ要スル場合ニ中央氣象臺ヨリ測候所ニ宛ツル電報ニシテ文字五字ヲ列記スルモノヲ謂フ但シ同時ニ二箇以上ノ警報ヲ發スル場合ハ之ヲ一通ノ電報ニ併記スルコトアルモノトス

第四百五十三條 豫報氣象電報トハ毎日一回午後五時迄ニ中央氣象臺ヨリ測候所ニ宛ツル電報ニシテ文字二十七字ヲ列記スルモノヲ謂フ

第四百五十四條 氣象局報ノ額信紙ニハ第四百四十八條ニ掲タル電報ノ種類ヲ朱書シ發信人名ヲ記載セス名宛ハ左ノ略名ヲ以テ記載スルモノトス

名宛 略名

總則

總則

中央氣象臺	氣象
海洋氣象臺	神戶氣象
臺北測候所	臺北測候
朝鮮總督府觀測所	朝鮮觀測
各測候所	測候所

各測候所宛氣象局報ハ別ニ送定ムル分送表ニ依リ之ヲ分送ス  
 第四百五十五條 氣象局報ハ總テ至急局報トシテ之ヲ取扱フヘシ  
 第四百五十六條 氣象局報ニハ指定ヲ記載スルコトヲ得サルモノトス。氣象局報ニ關スル尋問、改正又ハ停止ノ電報ハ之ヲ局報ト爲スコトヲ得サルモノトス

第四條 私報トハ官報及局報ニ非サル電報ヲ謂フ

第五條 電報ハ左ノ順位ニ依リ送達ス

- 一、至急官報
- 二、至急局報
- 三、至急私報
- 四、官報
- 五、局報
- 六、私報

第六條 同一順位ノ電報ハ受付又ハ受信ノ順序ニ依リ之ヲ送達ス

第七條 發信人又ハ受信人ハ電話官署ノ要求アルトキハ其ノ本人ニ相違ナキコトヲ證明スヘシ

第二章 書法

第八條 電報ニ使用スヘキ文字、數字及記號ハ左ノ二種トス

第一種 文字

- アイウエオ
- カキクケコ
- サシスセソ
- タチツテト
- ナニヌネノ
- ハヒフヘホ
- マミムメモ
- ヤユヨ
- ラリルレロ
- ワヰヱヲ
- ン

書法

〃 (濁點)。(半濁點)

數字

一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇

記號

┌ (長音) , (區切點) ┌ (段落) ( ) (括弧)

第二種

文字

A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T  
U V W X Y Z

數字

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

記號

、 (終點) , (讀點) ( ) (括弧) / (斜線)

前項ニ掲クル第一種ノ文字、數字又ハ記號ヲ使用シタル電報ハ之ヲ和文電報ト稱シ第二種ノ文字、數字又ハ記號ヲ使用シタル電報ハ之ヲ歐文電報ト稱ス

第九條 電報ノ名宛ハ簡明ニ記載スヘシ若其ノ地名ニシテ著名ナラサルトキ又ハ他ニ類似ノモノアル

トキハ必要ニ應シ府縣名、國名又ハ郡名ヲ附記スヘシ

汽車中ニ在ル者ニ宛テタル電報ノ名宛ニハ肩書驛ノ外左ノ事項ヲ附記スヘシ但シ其ノ附記ナキモノト雖電信官署ニ於テ差支ナシト認ムルトキハ之ヲ受付クルコトアルヘシ

- 一 肩書驛ノ通過時刻又ハ乗車シタル驛名及列車ノ番號又ハ列車ノ名稱 若ハ其ノ乗車驛發車時刻
- 二 列車ノ行先最終到着驛名 若ハ方向上リ又ハ下リ 又ハ下車スヘキ驛名
- 三 客車ノ等級

和文電報ノ名宛中不必要ト認ムルモノアルトキハ電信官署ニ於テ之ヲ抹消スルコトアルヘシ

○電報取扱規程第四十七條

規則第九條第二項ニ依リ汽車中ニ在ル者ニ宛テタル電報ノ名宛ハ左ノ例(肩書驛カ名古屋驛ノ場合)ニ依リ之ヲ記載セシムヘシ若該事項ヲ記載セサルトキハ受信人搜索困難ノ爲配達シ得サル場合アルヤモ計リ難キ旨注意ノ上其ノ儘之ヲ受付クヘシ

- 一、肩書驛ノ通過時刻、列車ノ行先及客車ノ等級記載ノ場合  
名古屋驛後四、名八通過大阪行三等
- 二 乗車シタル驛名、列車ノ番號(又ハ列車ノ名稱)列車ノ方向及客車等級記載ノ場合  
名古屋驛東京乗車三列車(又ハ櫻)下リ三等(但シ列車名稱ヲ記載スル場合ハ等級ノ記載ヲ要セス)
- 三 乗車シタル驛名、發車時刻、下車驛名及客車ノ等級記載ノ場合  
名古屋驛東京乗車前八、一五發大阪下車三等。

第十條 電報ノ受信人名ハ宛所カ同一ナル場合ニ限り之ヲ連記スルコトヲ得但シ配達日時指定電報ノ

受信人名ハ之ヲ連記スルコトヲ得ス

第十一條 電報ノ名宛ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ記載スルコトヲ得

第百十三條ノ二ノ規定ニ依リ電話ヲ以テ電報ノ送達ヲ受クルコトヲ請求シタル者ニ宛テタル電報ニ付テハ當該電話所屬電話官署名 他ニ同一又ハ類似ノモノアルトキハ當該電話官署所在地名ヲ附記スヘシ 電話番號 括弧ヲ以テ開ムヘシ 及受信人名又ハ當該電報ノ電話送達若ハ託送ヲ爲ス電信官署名 他ニ同一又ハ類似ノモノアルトキハ當該電送官署所在地名ヲ附記スヘシ 及受信人名 「託送」ト冠記スヘシ

【註】電話番號ヲ以テ記載スル場合

- トウケウ(シバー五〇〇)
- ナカヤマモトジロウ
- フクシマケン(他ニ同一又ハ類似ノ電話局所アル場合ニ限ル)
- ワカマツ(一五〇)
- ナカヤマモトジロウ
- トウケウタクソウ
- ナカヤマモトジロウ
- フクオカケン(他ニ同一又ハ類似ノ電話局所アル場合ニ限ル)
- ワカマツタクソウ
- ナカヤマモトジロウカタ
- ハツトリサプロウ(電話加入者ヲ肩書シタル者ニ宛ツル場合トス)

二 第百五十九條ノ規定ニ依リ略號ノ登記ヲ受タル者ニ宛テタル電報ニ付テハ當該略號登記電信官署名 他ニ同一又ハ類似ノモノアルトキハ當該電話官署所在地名ヲ附記スヘシ 及略號

第二號ノ略號ハ電報ノ宛所トシテ之ヲ使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ略號ニ「方」「氣付」又ハ之ニ相當スル文字

ヲ附記スヘシ

- コマゴメ
- マルイチ
- フクオカケン(他ニ同一又ハ類似ノ電信局所名アル場合ニ限ル)
- ワカマツ
- マルイチ

三 第百六十五條ノ規定ニ依リ著信電信官署ニ於テ電報ノ交付ヲ受クルコトヲ請求シタル者ニ宛テタル電報ニ付テハ當該著信電信官署名 他ニ同一又ハ類似ノモノアルトキハ當該著信電信官署所在地名ヲ附記スヘシ 局渡證票番號 「局渡」ト冠記スヘシ 及

受信人名

- コウジマチキヨクワダシ一〇
- ナカヤマモトジロウ
- フクシマケン(他ニ同一又ハ類似ノ電信局所名アル場合ニ限ル)
- ワカマツキヨクワダシ五
- ナカヤマモトジロウ

四 電報送受ノ爲施設シタル電信又ハ電話ノ施設者ニ宛テタル電報ニ付テハ電信官署ニ於テ特定シタル名稱

五 郵便私書函使用者ニ宛テタル電報ニ付テハ當該郵便私書函設置郵便官署名 他ニ同一又類似ノモノアルトキハ當該郵便電信官署所在地ヲ附記スヘシ 郵便私書函番號 「私書函」ト冠記スヘシ 及受信氏名

オウサカチウオウシヨカン一〇

ナカヤマトジロウ  
 フクオカケン(他ニ同一又ハ類似ノ郵便局所名アル場合ニ限ル)  
 ワカマツレンヨカン五  
 ナカヤマトジロウ

第十二條 特殊ノ取扱ヲ受ケムトスル電報ノ指定ニ使用スヘキ略號左ノ如シ

指定事項	和文略號	歐文略號
至 急	ウ ナ	U R
返信料前納	ナ ツ	R P
照 校	ム ニ	T C
電報受信報知	ツ ニ	P C
郵便受信報知	ツ ツ	P P
追 尾	チ ラ	F S
再 送	ナ チ	R F
同 文	ム ヨ	T M
時間外	ラ ラ	S S
夜間配達	タ ラ	N S
翌朝配達	ヨ ナ	R S

留 置	ム ナ	T R
別使配達	マ ツ	X P
受信人拂	マ ナ	X R
解船配達	ハ ホ	B D
解船配達料	ハ ナ	B R
受信人拂	ハ ナ	B R
電話送達	ム チ	T F
局 待	ヤ ム	W T
親 展	ニ カ	C L
配達日時指定	ヨ イ	M A

特殊取扱  
 至急 電報規則第七十條 通常電報ニ先チ送達ヲ要スル電報ニ付テハ至急ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得其ノ電報ニハ至急ト指定スヘシ  
 至急電報ハ電報取扱時間ニ拘ラス之ヲ取扱フ  
 電報取扱規程第六十三條 至急電報ニ付他ノ特殊取扱ヲ爲ス場合ニ於テモ他ノ特殊取扱料ハ通常ノ料金額ニ依ルモノトス  
 第六十三條ノ二 電報直配達區域外ニ宛テタル至急電報、時間外電報、夜間配達電報及内容急ヲ要スルト認ムル電報ニシテ配達方ノ指定ナキモノハ其ノ要否ニ付發信人ニ注意シ若特ニ配達方ノ指定ヲ爲ササルトキハ之ニ左ノ局内心得ヲ添付スヘシ  
 『配達方指定ヲ爲ササル電報』

返信料前納

電報規則第七十一條 發信人ハ電報差出ノ際返信ニ要スル電報ノ料金ヲ前納スルコトヲ得其ノ電報ニハ返信料前納ト指定スヘシ

前項ノ場合ニ於テ電報料ノ最少額ヲ超エテ料金ヲ納付スルトキハ其ノ金額ヲ指定略號ニ附記スヘシ

第七十二條 返信料前納電報ニ付テハ著信官署ニ於テ其ノ前納料金額ヲ記載シタル返信料前納證書ヲ發行シ該電報ト共ニ之ヲ受信人ニ配達ス但シ電線託送ノ場合ハ返信料前納證書ハ之ヲ著信官署ニ保管シ保管開始ノ日ヨリ三日以内ニ該證書ヲ使用セルトキハ之ヲ受信人ニ送付ス

第七十三條 受信人返信料前納證書ヲ受取リタルトキハ其ノ受領證ニ捺印又ハ署名シテ直ニ之ヲ電報配達人(著信電信官署ニ於テ交付ヲ受ケタルトキハ其ノ電信官署)ニ交付スヘシ但シ郵便ヲ以テ送達ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十四條 返信料前納證書ノ使用期間ハ其ノ證書發行ノ日ヨリ三十日トス

第七十五條 返信料前納證書ヲ添付シタル電報ハ料書面ニ記載ノ金額ニ相當スル料金ヲ納付シタルモノトシテ任意ノ電信官署ニ之ヲ差出スコトヲ得但シ同文電報、配達日時指定電報又ハ第四十二條ノ二ニ規定スル電報ノ一括ノ料金ニ充ツル場合ヲ除クノ外返信料前納證書一通ヲ以テ數通ノ電報ノ料金ニ充テ又ハ數通ヲ以テ一通ノ料金ニ充ツルコトヲ得ス

返信料前納證書面ニ記載ノ金額カ前項ニ依リ差出ス電報ノ料金ニ滿タサルトキハ不足額ニ相當スル郵便切手ヲ其ノ電報ニ貼付スヘシ

第四十二條ノ二 同時ニ十通以上差出ス電報ノ料金ハ各通ノ料金ノ合計額ニ相當スル郵便切手又ハ通貨(一、二等郵便局又ハ現金出納官吏ヲ置ク一、二等電信局ニ納付スル場合ニ限ル)ヲ以テ發信ノ際別ニ之ヲ納付スルコトヲ得

【註】 電信局所ノ過誤ニ因リ交付ヲ受ケタル返信料前納證書ヲ使用シテ差出シタル電報ニ對シテハ其ノ後ニ至リ事實判明スルモ料金ヲ徴收セス其ノ事由ヲ關係書類ニ詳細記入シ置クモノトス、尤モ此ノ場合情ヲ知テ使用シタルモノナルトキハ料金減脫ニ關スル制裁ヲ受クヘキハ勿論ナリ

(指令回答大正五、四、二二)

第七十六條 前條ノ規定ハ第七十三條但書(電線託送ノ場合)ノ規定ニ依リ著信官署ニ保管中ノ返信料前納證書ヲ使用シテ電線託送ニ依リ電報ヲ頼信スル場合ニ之ヲ準用ス但シ不足料金ニ付テハ第五十五條ノ規定ニ依リ之ヲ納付スヘシ

第五十五條 託送電報ノ發信人又ハ受信人ハ毎月分ノ電報ニ關スル料金ヲ受電信官署ノ通知スル所ニ依リ翌月二十日迄ニ納付スヘシ但シ一、二等郵便局又ハ一、二等電信局(現金出納官吏ヲ置カサル局ヲ除ク)ニ納付スル料金ハ通貨ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第七十七條 受信人ハ返信料前納證書ノミノ受領ヲ拒ムコトヲ得ス

第七十八條 著信電信官署ニ保管シタル電報ノ返信料前納證書ハ電報發信ノ日ヨリ六十日以内ニ發信人ヨリ發信電信官署ニ之カ交付ヲ請求スルコトヲ得

○電報取扱規程 第五十八條

返信料前納證書ヲ添付シテ差出シタル電報ハ一般ノ手續ニ依ルノ外左ノ各號ニ依リ之ヲ處理スヘシ

一、證書ハ無効ノモノニ非サルヤ其證書金額、使用期間ニ照シ支障ナキヤヲ確ムヘシ

二、證書ハ之ヲ郵便切手欄ニ貼付スヘシ但シ料金別納電報ノ料金ニ充ツルモノニ付テハ前條ノ例ニ依リ件名表ニ貼付スヘシ

三、貼付シタル證書ト頼信紙又ハ件名表トニ掛ケ日附印ヲ捺捺スヘシ

第六十四條 發信人電報料ノ最少額ヲ超エテ返信料ヲ前納セムトスルトキハ左ノ例ニ依リ其ノ金額ヲ附記セシムヘシ

和文電報 ナツ三五 返信局前納

歐文電報 R P 3 5 三十五錢

和文電報 ナツ一二三 返信料前納

歐文電報 R P 1 0 2 一圓二十錢

前項ノ前納返信料金ニハ電報ノ外特殊取扱ニ要スル料金ヲモ包含セシムルコトヲ得ルモノトス

第六十五條 官廳ニ宛テ發スル電報ノ返信料ニ付テハ官報ノ料金額ヲ納付セシム

照校

第七十九條 照校ヲ要スル電報ニ付テハ照校ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得其ノ電報ニハ照校ト指定スヘシ

第八十條 照校電報ハ送受信電信官署間ニ於テ其ノ全部ヲ反復校正ス

○電報取扱規程

第七十八條 照校電報ニ付テハ名宛、指定及本文ヲ照校スヘシ  
第七十九條 手送通信ニ於テ照校電報ヲ照校スルトキハ受信當務者『反復』ノ符號ヲ前置シ照校スヘキ部分ヲ反送シ終ニ

『問符』ノ符號ヲ送ルヘシ  
送信當務者ハ前項ノ反送ヲ其ノ電報ニ對照シ相違アリト認ムルトキハ其ノ部分ノ前後ニ涉リ（歐文電報ニ在リテハ其ノ語辭ヲ）再送シ之ヲ訂正セシメ反送ノ終了ヲ待チテ『肯定』ノ符號ヲ送ルヘシ

二重以上ノ手送通信ニ於テハ第一項ノ手續ハ送信當務者第二項ノ手續ハ受信當務者之ヲ行フヘシ此ノ場合ニハ『問符』及『肯定』ノ符號ヲ送ルコトヲ省略スヘシ

○受信報知

第八十一條 受信人ニ到達シタル日時ノ報知ヲ受ケルノ要アル電報ニ付テハ受信報知ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得但シ汽車中ニ在ル者ニ宛テタル電報ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ電報ニハ左ノ區別ニ依ル指定ヲ爲スヘシ

一、電報受信報知 電報ヲ以テ報知ヲ受ケムトスルトキ

一、郵便受信報知 郵便ヲ以テ報知ヲ受ケムトスルトキ

第八十二條 受信人受信報知電報ヲ受取リタルトキハ電報受取紙ニ受取時刻ヲ記入シ捺印又ハ署名シテ直ニ之ヲ電報配達人（著信電信官署ニ於テ交付ヲ受ケタルトキハ其ノ電信官署）ニ交付スヘシ但電話送達若ハ電線送達ニ依リ又ハ郵便ヲ以テ送達ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

第八十三條 受信報知電報ヲ配達又ハ交付シタルトキハ其ノ配達又ハ交付シタル日時ヲ發信人ニ報知ス但シ電話送達若ハ電線送達ニ依リタルトキハ託電シタル日時ヲ郵便ヲ以テ送達シタルトキハ郵便ニ付託シタル日時ヲ報知ス

第八十四條 前條ニ規定スル日時ハ電報受信報知ノ指定アル電報ニ付テハ電報ヲ以テ、郵便受信報知ノ指定アル電報ニ付テハ郵便ヲ以テ之ヲ著信電信官署ヨリ發信電信官署ニ通知シ發信電信官署ヨリ發信人ニ通知ス

第八十五條 發信人前條ノ規定ニ依ル報知ヲ電報直配達區域外ニ於テ別使又ハ郵船ニ依リ受ムトスルトキハ電報類信紙ノ餘白ニ其ノ旨記載シ別使配達料又ハ郵船配達料ニ相當スル料金ヲ納付スヘシ

第六十六條 發信人受信報知電報ノ配達日時ノ報知ヲ直配達區域外ニ於テ受ケル爲別使又ハ郵船ニ要スル配達料ヲ納付スル

トキハ之ヲ類信紙ニ貼附セシメ其ノ餘白ニ其ノ旨及之カ料金額ヲ記載スヘシ  
第六十七條 著信局所ヨリ受信報知電報ノ配達日時ノ通報ヲ受ケタルトキハ其ノ旨發信人ニ通知シ此ノ場合ニ於テ前條ニ依ル配達料ヲ納付シタルモノナルトキハ別使又ハ郵船ヲ以テ通知スヘシ

追 尾

第八十七條 受信人ノ居所ヲ追ヒテ送達ヲ要スル電報ニ付テハ追尾ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得其ノ電報ニハ追尾ト指定スヘシ

追尾電報ニハ追送スヘキ第二以下ノ居所ヲ逐次ニ記載スルコトヲ得

第八十八條 追尾電報ハ受信人ノ居所判明スル限リ之ヲ追送ス此ノ場合ニ於テ電報取扱時間外ニ亙リ追送スルトキ又ハ電報直配達區域外ニ追送スルトキハ追送スル電信官署ニ於テ其ノ電報ニ時間外、別使配達又ハ郵船配達ト指定ス

追尾電報ニ逐書シタル居所中配達ヲ試ミタルモノハ其ノ都度之ヲ削除ス

第八十九條 追尾電報ノ追尾ニ關スル料金ハ追尾一回毎ニ新ニ電報ヲ差出シタルモノトシテ計算シ之ヲ受信人ヨリ徴收ス  
第九十條 左ニ掲ケル電報ハ追尾電報ト爲スコトヲ得ス

一、返信料前納電報

二、受信報知電報

三、同文電報

三ノ二、電話送達電報

四、汽車中ニ在ル者ノ發スル電報

電報取扱規定

第六十八條 居所ヲ逐書スル追尾電報ノ名宛ハ左ノ例ニ依リ之ヲ記載セシムヘシ

一、和文電報

第一居所

第二居所

受信人名

二、歐文電報

受信人名

第一居所  
第二居所

居所ヲ記載シタル追尾電報ニシテ著信地ニ依リ配達方ヲ異ニスルモノハ各居所ニ要スル指定(括弧ヲ以テ圍ムヘシ)ヲ其ノ居所ノ下ニ記載セシメ之ヲ字(語)數ニ算入(括弧ハ字(語)數ニ算入セス)スヘシ

第六十九條 追尾電報ヲ第一着信局ニ於テ配達シ得サルトキハ其ノ事由及追送スヘキ局所名ヲ著信原書餘白ニ記載シ種類、發信局所名、發信番號、受付日時、指定及本文ヲ報信紙ニ轉寫シ追送先及規則第八十八條第一項ニ依リ必要ト認ムル指定ヲ記載シ自局所ノ發信トシテ受付ノ手續(發信番號及受付番號ハ郵便切手欄ニ記載スヘシ)ヲ了シ之ヲ追送スヘシ但シ著信局所ニ於テ受信人ヨリ追徴スヘキ追尾ニ關スル料金額ハ左ノ例ニ依リ居内心得ヲ添付シ通報スヘシ

『何(自局名) 何圓何錢(受信人ヨリ追徴スヘキ料金額)』

前項ノ場合ニ於テ別使配達又ハ舩船配達ノ指定ヲ爲シタルトキハ尙左ノ名心得ヲ添付スヘシ

『外貴局所所要配達料追徴アレ』

第二以下ノ著信局所ニ於テ配達シ得サルトキ亦前項ノ例ニ依ルヘシ但シ追徴スヘキ料金額ハ之ヲ相當額ニ更正スヘシ

第七十條 居所ヲ逐書シタル追尾電報ハ發信人ノ記載シタル順序ニ從ヒ追送ノ手續ヲ爲スヘシ若受人逐書シタル居所以外ノ地ニ赴キタルコト明カナルトキハ直ニ其ノ地ニ向ケ追送ノ手續ヲ爲スヘシ

但シ逐書シタル居所(第六十八條ニ依リ記載シタル指定ヲ含ム)ハ既ニ經過シタルモノヲ除クノ外之ヲ削除スヘカラス

第七十一條 著信局所ニ於テ時間外電報ヲ取扱時間内ニ追送スルトキ又ハ別使配達若ハ舩船配達ノ指定アル電報ヲ自配達區域内ニ追送スルトキハ時間外又ハ別使配達若ハ舩船配達ノ指定ヲ削除スヘシ此ノ場合ニ於テ發信人ノ納付シタル配達料(第六十八條ニ依リ各居所毎ニ納付シタル配達料アルトキハ之ヲ含ム)ニ未使用額又ハ殘額アルトキハ左ノ局内心得ヲ添付スヘシ『發信人ノ納付シタル配達料未使用額何程アリ貴局所所要配達料ニ充當アレ』

第七十二條 一旦配達シタル追尾電報ノ受信人其ノ居所ニ在ラスシテ他ニ移轉シタル場合ニ於テ宛所ノ者ヨリ其ノ旨申出ツルトキハ著信ノ日ヨリ三日以内ニ限リ第六十九條ノ例ニ依リ追送ノ手續ヲ爲スヘシ

再送

電報規則

第九十一條 受信人ノ居所異動等ノ場合ニ於テ其ノ新居所へ再送ヲ要スル電報ニ付テハ受信人又ハ宛所ノ者ヨリ再送シ取扱ヲ著信電信官署ニ請求スルコトヲ得但シ汽車中ニ在ル者ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

前項ノ電報ヲ再送スル場合ハ著信電信官署ニ於テ之ニ再送ト指定ス

第九十二條 電報ノ再送請求期間ハ著信ノ日ヨリ三日トス

第九十三條 一旦配達シタル電報ノ再送ヲ請求スル場合ハ其ノ電報送達紙ヲ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ返信料前納電報ナルトキハ其ノ返信料前納證書ヲ添付スヘシ

第九十四條 電報ノ再送ヲ請求スル者ハ再送スヘキ電報ノ指定ノ削除ヲ請求シ又ハ第九十條ニ掲クルモノヲ除クノ外其ノ電報ニ必要ナル指定ノ記入ヲ請求スルコトヲ得

○第九十條 左ニ掲クル電報ハ追尾電報ト爲ス事ヲ得ス

一、返信料前納電報

二、受信報知電報

三、同文電報

三ノ二 電話送達電報

四 汽車中ニ在ル者ノ發スル電報

第九十五條 返信料前納電報又ハ受信報知電報ヲ再送スルトキハ電信官署ニ於テ其ノ指定ヲ削除シ其ノ返信料前納證書ヲ使用シ又ハ其ノ受信報知ニ代ヘ電報再送ノ旨ヲ發信人ニ報知ス

第九十六條 再送電報ニ付テハ其ノ請求者再送電報ノ發信人ト看做ス

第九十七條 同文電報又ハ電話送達電報ニ付テハ同文又ハ電話送達ノ指定ヲ削除シタル場合ニ限リ再送ヲ請求スルコトヲ得

第九十七條ノ二 再送電報ノ再送ニ關スル料金額ハ再送一回毎ニ新ニ電報ヲ差出シタルモノトシテ計算シ之ヲ受信人ヨリ徵收ス但シ第一回ノ再送ニ關スル料金額ニ限リ再送請求者ニ於テ再送請求ノ際之ヲ納付スルコトヲ得

第九十八條 第八十七條第二項及第八十八條ノ規定ハ再送電報ニ準用ス

○第八十七條第二項 追尾電報ニハ追送スヘナ第二以下ノ居所ヲ逐次ニ記載スルコトヲ得  
 ○第八十八條 追尾電報ハ受信人ノ居所判明スル限リ之ヲ追送ス此ノ場合ニ於テ電報取扱時間外ニ亙リ追送スルトキ又ハ電報直配達區域外ニ追送スルトキハ追送スル電信官署ニ於テ其ノ電報ニ時間外、別使配達又ハ船舶配達ト指定ス  
 追尾電報ニ逐書シタル居所中配達ヲ試ミタルモノハ其ノ都度以テ削除ス

電報取扱規程

第七十三條 宛所ノ者又ハ受信人ノ請求ニ依リ電報ヲ再送スルトキハ再送ト指定シ第六十九條第一項及第二項ニ準シ之ヲ取扱フヘシ但シ規則第九十七條ノ二但書ニ依リ再送ニ關スル料金ヲ再送請求者ニ於テ納付シタルモノナルトキハ第六十九條ノ局内心得ニ代ヘ左ノ局内心得ヲ添付シ收納シタル郵便切手ハ切手欄ニ貼附消印スヘシ

『何(自局所名)再送請求者ニ於テ第一回再送ニ關スル料金ヲ納付シタル電報』

第六十九條第一項及第二項 追尾電報ヲ第一着信局ニ於テ配達シ得サルトキハ其ノ事由及追送スヘキ局所名ヲ著信原書餘白ニ記載シ種類、發信局所名、發信番號、受附日時刻、指定及本文ヲ類信紙ニ轉寫シ追送先及規則第八十八條一項ニ依リ必要ト認ムル指定ヲ記載シ自局所ノ發信トシテ受附ノ手續(發信番號及受附番號ハ郵便切手欄ニ記載スヘシ)ヲ了シ之ヲ追送スヘシ但著信局所ニ於テ受信人ヨリ追徵スヘキ追尾ニ關スル料金額ハ左ノ例ニ依リ局内心得ヲ添付シ通報スヘシ

『何(自局所名)何圖何錢(受信人ヨリ追徵スヘキ料金額)』

前項ノ場合ニ於テ別使配達又ハ船舶配達ノ指定ヲ爲シタルトキハ尙左ノ局内心得ヲ添付スヘシ

『外貴局所所要配達料追徵アレ』

第七十四條 返信料前納電報又ハ受信報知電報ヲ再送スルトキハ其ノ指定ヲ削除シ該返信料前納證書ヲ使用シテ又ハ受信報知ニ代ヘテ左ノ文例ニ依リ發信局所ニ通報スヘシ此ノ場合ニ於テ返信料前納證書ヲ使用スルトキハ課金局報、電報受信報知ナルトキハ局報、郵便受信報知ナルトキハ書面ヲ以テ通報スヘシ

『何號何宛電報ハ受信人(又ハ宛者ノ者)ヨリ請求アリ何地ヘ再送ス』

發信局所ニ於テ前項ノ通報ヲ受ケタルトキハ其ノ旨發信人ニ通知スヘシ

第七十五條 取扱時間ニ拘ラス取扱フ電報ニ非サル電報ヲ取扱時間外ニ再送スルトキハ至急又ハ時間外ノ取扱ヲ請求セシム

ヘシ直配達區域外ノ地ニ再送スルトキハ別使配達又ハ船舶配達ノ要否ニ關シ注意スヘシ

第七十六條 再送電報ノ第一着信局ニ於テ配達シ得スシテ更ニ之ヲ追送スルトキハ局内心得ノ末尾ニ再送ト爲シタル局所名ヲ附加スヘシ但シ第七十三條但書ニ依ルモノナルトキハ第六十九條第一項及第二項ニ準シ局内心得(再送トナシタル局所名ヲ附加スヘシ)ヲ添付スヘシ

第二以下ノ著信局所ニ於テ配達シ得スシテ更ニ他局所ニ追送スルトキト雖再送ト爲シタル局所名ハ之ヲ變更セサルモノトス

○第七十三條但書 再送ニ關スル料金ヲ再送請求者ニ於テ納付シタルモノナルトキハ左ノ局内心得ヲ納付シ收納シタル郵便切手ハ切手欄ニ貼附消印スヘシ

『何(自局所名)再送請求者ニ於テ第一回再送ニ關スル料金ヲ納付シタル電報』

第七十七條 二名以上ニ宛テタル電報ノ受信人移轉シ其ノ行先地ヲ異ニシタル場合ニ於テ宛所ノ者ヨリ再送ノ請求アルトキハ何レカ一方ヲ除クノ外其ノ請求ニ應シ得サル旨ヲ告ケ追送スヘキ受信人ノ居所ヲ指定セシメ其ノ指定シタル地ニ於テ之ヲ再送スヘシ此ノ場合ニ於テ他ノ受信人名ハ削除セサルモノトス

第七十八條 一旦配達シタル電報ノ再送ヲ請求スルモ其ノ送達紙ヲ差出ササル場合ニ於テモ正當宛所ノ者ニ相違ナク且再送上必要アル事項ヲ申出ツルトキハ其ノ請求ニ應スヘシ

第七十九條 一旦配達シタル再送電報ニ付更ニ再送方申出ツルトキハ着信ノ日ヨリ三日以内ニ限リ之ニ應シ局内心得中追徵スヘキ料金額ヲ更生シ之カ再送ノ手續ヲ爲スヘシ但シ再送局名ハ此ノ場合ニ於テモ最初再送ト爲シタル局所名トス

第八十條 第六十八條乃至第七十一條ノ規定ハ再送電報ニ之ヲ準用ス

○第六十八條乃至第七十一條ハ追尾電報ニ關スル取扱規程ナリ

同 文

電報規則第九十九條 同一電信官署ニ著シ又ハ同一市町村内ニ宛テタル電報ニシテ本文同一ナルモノニ付テハ之ヲ一括シテ同文ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ電報ニハ其ノ原書ニ同文ト指定シ一括通數ヲ電報類信紙ノ餘白ニ記載スヘシ

第百條 同文電報ノ原信ヲ除キタル各通ノ字數又ハ語數ハ之ヲ原信ノ字數又ハ語數ニ算入ス但シ本文ノ字數又ハ語數ハ此ノ限ニ在ラス

第百一條 同文電報ノ原信ニ付テハ前條ノ規定ニ依リ計算シタル原信ノ字數又ハ語數ニ相當スル電報料(名宛料アルモノハ其ノ名宛料共)ヲ納付シ其ノ他ノ各通ニ付テハ一通毎ニ同文料ヲ納付スヘシ但シ其ノ他ノ各通ニ付名宛料ヲ課スルモノアルトキハ之ヲ原信ノ電報料ニ併算ス

同文電報ノ料金ニ充ツル郵便切手ハ總テ一括シテ之ヲ原信ニ貼付スヘシ但シ第四十二條ノ二ノ規ニ依リ料金ヲ納付スルモノニ付テハ此ノ限ニアラス

○第四十二條ノ二 同時ニ十通以上差出ス電報ノ料金ハ各通ノ料金ノ合計額ニ相當スル郵便切手又ハ通貨(一、二等郵便局又ハ現金出納官吏ヲ置ク一、二等電信局ニ納付スル場合ニ限ル)ヲ以テ發信ノ際別ニ之ヲ納付スルコトヲ得

第百二條 同文電報ニ付テハ其ノ内一通若ハ數通ニ對シ至急、照校又ハ時間外ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得ス

同文電報ニ對シ至急、照校又ハ時間外ノ取扱ヲ要スルトキハ原信ニノミ各相當指定シ其ノ他ノ特殊取扱ヲ要スルトキハ一通毎ニ各相當指定スヘシ

同文電報ニ對シ至急、照校又ハ時間外ノ取扱ヲ請求スルトキハ前條ニ規定スル料金ノ外原信ニ付テノミ至急料、照校料又ハ時間外料ヲ納付スヘシ

電報取扱規程

第八十一條 同文電報ノ原信以外ノ各通ノ額表事項ハ發信番號ニ限リ之ヲ記載シ且原信ニ『何(一括通數)』ノ局内心得ヲ添付スヘシ

第八十二條 同文電報ノ原信以外ノ各通ニハ其ノ本文ノ記載ヲ省略セシムヘシ

第八十三條 同文電報ノ原信以外ノ各通ニハ受付當務者ノ認印ヲ省略スルコトヲ得

第八十四條 同一市町村内ノ局所ニ發着スル同文電報中其ノ市町村内ニ宛テタルモノト其ノ市町村外ニ宛テタルモノトアルトキハ原信ノ區別ニ依リ總テ市内電報又ハ市外電報ニ非サルモノトシテ之ヲ取扱フヘシ

電報取扱規程第八十四條 同文電報ハ原信ヲ送信シタル後引續キ第二以下ノ電報ノ發信番號(其ノ符號ヲ前置スヘシ)名宛及指定ヲ送信スヘシ

第百八十四條ノ二 一括通數五十通ヲ超ユル同文電報ハ五十通(又ハ其ノ未滿ノ端數)ニ分括シ各分括毎ニ之ヲ送信スヘシ此ノ場合ニ於テハ各分括ノ第一電報(原信ヲ除ク)ノ相當欄ニ原信ノ著信局所名及指定(至急、照校及時間外ノ指定ニ限ル)ヲ記載シ且原信ニ『分括送信シタル同文電報』、其ノ他ノ第一電報ニ『分括送信シタル同支電報何(分送通數)』何(發信局所名)何(原信ノ發信番號)何(分括シタル順序數(弧括ヲ以テ圍ムヘシ)ノ局内心得ヲ添付スヘシ

第百八十八條 同文電報又ハ略送電報ヲ受信シタルトキハ其ノ其局内心得ニ照シ其ノ通數相違ナキコトヲ確ムヘシ

第百八十九條 同文電報又ハ略送電報ヲ受信シタルトキハ原信又ハ第一電報ト其ノ他ノ電報トヲ離散セシメサル様適當ナル方法ヲ講スヘシ

時間外

電報規則 第百六條 電報取扱時間外ニ差出ス電報ニ付テハ時間外ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得其ノ電報ニハ時間外ト指定スヘシ但シ電報取扱時間ニ拘ラス取扱フヘキ電報ニ付テハ此ノ限ニアラス

夜間配達

電報規則 第百七條 午前零時後電報取扱時間開始前ニ著信官署ニ到着スルモ電報取扱時間ノ開始ヲ待タズ直ニ配達ヲ要スル電報ニ付テハ夜間配達ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得其ノ電報ニハ夜間配達ト指定スヘシ但シ電報取扱時間ニ拘ラス取扱フヘキ電報ニ付テハ此ノ限ニアラス

翌朝配達

電報規則 第百七條ノ二 當信人ノ指示シタル時刻後ニ著信電信官署ニ到着シタル電報ニ付テハ請求ニ依リ翌朝配達ト爲スコトヲ得

前項ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ其ノ電報ニ翌朝配達ト指定シ指示時刻ヲ附記スヘシ

電報取扱規程 第八十四條ノ二 規則第百七條ノ二ニ依リ發信人ノ指示スル時刻ハ左ノ例ニ依リ之ヲ附記セシムヘシ

和文電報 ヨナゼー

指示時刻午前一時

和文電報 ヨナ一〇 指示時刻午前十時  
歐文電報 M R I O } 午後ノ場合ハ「ロ」又ハ「キ」ノ表示ヲ要セス

留置

電報規則 第八八條 電信官署又ハ郵便官署（集配事務ヲ取扱ハサルモノヲ除ク）ヲ肩書シテ其ノ官署ニ電報ヲ留置カムトスルトキハ留置ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得其ノ電報ニハ留置ト指定スヘシ  
第九九條 電信官署留置電報ハ其ノ留置電信官署ニ到着シタル日ヨリ三日以内ニ受信人ニ交付スルコトヲ得サルトキハ之ヲ保管ス

郵便官署留置電報ノ留置ニ付テハ之ヲ郵便物ト看做ス

電報取扱規程 第八十五條 名宛中「何局留置」又ハ「何局ニテ」等肩書シタル電報ニシテ留置ノ取扱ヲ爲スヘキモノニハ留置ト指定セシムヘシ

別使配達

電報規則 第一百條 電報直配達區域外ニ宛テタル電報ニシテ別使ヲ以テ配達ヲ要スルモノニ付テハ別使配達ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得此ノ電報ニハ別使配達ト指定スヘシ但シ受信人ヨリ別使配達料ヲ徴收スル電報ニハ別使配達ノ指定ニ代ヘ別使配達料受信人拂ト指定スヘシ

電報ノ宛名著信電信官署ヨリ八キロメートルヲ超ユル場合又ハ島嶼ニシテ別使配達料三十錢ヲ超ユル場合ニ於テ發信人ハ其ノ里程又ハ配達ニ要スル實費額ヲ豫定シ之ニ相當スル別使配達料ヲ納付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ納付金額ヲ指定略號ニ附記スヘシ

發信人ノ納付シタル別使配達料カ實際ノ里程ニ依リ計算シタル別使配達料又ハ別使配達ニ要スル實費ニ滿タサル場合ニ於ケル其ノ不足額及別使配達料受信人拂電報ノ別使配達料ハ受信人ニ於テ之ヲ追納スヘシ

第一百一條 受信人別使配達電報ヲ受取リタルトキハ電報受取紙ニ捺印又ハ署名シテ直ニ之ヲ電報配達人ニ交付スヘシ

船船配達

第一百十二條 艦船ニ宛テタル電報ニシテ船船ヲ以テ配達ヲ要スルモノニ付テハ船船配達ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得其ノ電

報ニハ船船郵便ト指定スヘシ但シ受信人ヨリ船船配達料ヲ徴收スル局報ニハ船船配達ノ指定ニ代ヘ船船配達料受信人拂トスヘシ

船船配達料三十錢ヲ超ユル場合ニ於テ發信人ハ配達ニ要スル實費額ヲ豫定シ之ニ相當スル船船配達料ヲ納付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ納付金額ヲ指定略號ニ附記スヘシ

發信人ノ納付シタル船船配達料カ船船配達ニ要スル實費ニ滿タサル場合ニ於ケル其ノ不足額及船船配達料受信人拂電報ノ船船配達料ハ受信人ニ於テ之ヲ追納スヘシ

第一百十三條 艦船ニ宛テタル電報ニシテ別使配達及船船配達ヲ要スル場合ニ於テ發信人其ノ一方ノミヲ指定シタルトキト雖モ之ヲ配達シ其ノ不足料金ハ受信人ヨリ之ヲ追徴ス

別使配達及船船配達

電報取扱規程 第八十五條ノ二 別使配達電報ニシテ島嶼宛ノモノハ受付ノ際別ニ告示スル島嶼宛別使配達實費額表ニ依リ其ノ實費額ヲ調査シ若シ受信人ニ於テ追納スヘキ配達實費多額ヲ要スルモノナルトキハ一應發信人ニ注意スヘシ

第八十五條ノ三 發信人別使配達電報又ハ船船配達電報ノ配達料ヲ三十錢ヲ超エテ納付セムトスルトキハ左ノ例ニ依リ其ノ金額ヲ附記セシムヘシ

和文電報    ャッ一五〇  
                  ハホ一五〇  
                  X P I 5 0  
                  } 配達料納付金額壹圓五拾錢  
歐文電報    B P I 5 0

配達日時指定

電報規則 第一百十六條 内地ノ同一電信官署ニ著シ又ハ同一市内ニ宛テタル五十通以上ノ同文ノ電報ニシテ發信人ノ指定スル配達日時（時刻ハ著信電信官署ノ電報取扱時間内ニ限ル）ヨリ配達ヲ開始スルコトヲ要スルモノニ付テハ之ヲ一括シテ配達日時指定ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得其ノ電報ニハ願信ニ配達日時指定ト指定シ差出日時指定配達日時、指定配達日及一括通數ヲ電報紙餘白ニ記載スヘシ

第一百七條 發信人ハ豫メ著信電信官署ニ受信人名簿（名簿ニハ簡明ナル名稱ヲ附スヘシ）ヲ提出シ名簿記載ノ受信人ニ宛

書 法

テ發信電信官署ニ前條ノ規定ニ依ル取扱ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各通ノ記載ニ代ヘ同一電信官署ニ著スルモノ又ハ同一市内ニ宛ツルモノ毎ニ電報賴信紙ノ名宛欄ニ左ノ事項ヲ記載シタル一通ヲ差出スヘシ

- 一 發信電信官署名
- 二 著信電信官署名(同一電信官署ニ著スルモノ)又ハ著信地名(同一市内ニ宛ツルモノ)
- 三 受信人名簿名稱
- 四 電報通數
- 五 差出日時
- 六 指定配達日時

同一市内ニ宛ツル電報ニシテ二上以ノ著信電信官署ニ於テ配達スヘキモノナルトキハ受信人名簿ハ之ヲ合併シテ著信電信官署ノ一ニ提出スヘシ

第一項ノ請求ハ發信電信官署ヲ指定シテ著信電信官署(前項ニ依リ受信人各簿ヲ提出シタル場合ハ該電信官署)ニ之ヲ爲スコトヲ得

第十七條ノ二 配達日時指定電報ハ左ノ時迄ニ之ヲ電信官署ニ差出スヘシ

- 一 同一電信官署ノ電報配達區
  - 域内ニ發送スルモノ 指定配達日時ノ
  - 同一市内ニ發送スルモノ 二十四時間前
- 電信官署ニ受信人名簿ヲ提出シアルモノ

一 前號ニ該當セルモノ 指定配達日時ノ三十六時間前

第十八條 前條ノ規定ニ依リ差出シタル電報ハ指定配達日時ニ於テ受付ケタルモノト看做シ其ノ日時ヨリ配達ヲ開始ス

第十八條ノ二 配達日時指定電報ニハ第十六條ノ規定ニ依ル權定ヲ除クノ外他ノ指定ヲ爲スコトヲ得

第十八條ノ三 第四十八條、第一百條及第一百一條ノ規定ハ配達日時指定電報ニ之ヲ準用ス

第四十八條 同文電報ノ内一通ノ料金ヲ還付スルトキハ名宛料、前納返信料、受信報知受配達料ヲ除キタル同文電報ノ料金ヲ總通數ニテ除シタル商ニ其ノ電報ニ屬スル名宛料、前納返信料、受信報知料及配達料ヲ加ヘタルモノヲ以テ還付スヘキ額トス

○第一百條 同文電報ノ原信ヲ除キタル各通ノ字數又ハ語數ハ之ヲ原信ノ字數又ハ語數ニ算入ス但シ本文ノ字數又ハ語數ハ此ノ限ニアラス

○第一百一條 同文電報ノ原信ニ付テハ前條ノ規定ニ依リ計算シタル原信ノ字數又ハ語數ニ相當スル電報料(名宛料アルモノハ其ノ名宛料共)ヲ納付シ其ノ他ノ各通ニ付テハ一通毎ニ同文料ヲ納付スヘシ但其ノ他ノ各通ニ付名宛料ヲ課スルモノアルトキハ之ヲ原信ノ電報料ニ併算ス

同文電報ノ料金ニ充ツル郵便切手ハ總テ一括シテ之ヲ原信ニ貼付スヘシ但シ第四十二條ノ二ノ規定(通貨ヲ以テ修ムルモノ)ニ依リ料金ヲ納付スルモノニ付テハ此ノ限ニアラス

○第一百十八條ノ四 第一百五十二條ノ規定ハ配達日時指定電報ニ之ヲ適用セス

○第一百五十二條ハ電線託送ニ關スル規定

第十三條 發信人ノ記載シタル指定略號判明ナラサルモノハ指定ナキ電報トシテ之ヲ取扱フ

略號ヲ以テ記載スヘキ指定事項ヲ普通辭ニテ記載シタルモノハ電信官署ニ於テ之ヲ相當略號ニ改書ス

第十四條 電報ニ使用スル語辭ハ普通辭、隱語及秘辭ノ三種トス

第十五條 普通辭トハ和文電報ニ在リテハ日本語、歐文電報ニ在リテハ日本語又ハ別ニ告示スル國語ニシテ其ノ意味ノ通解シ易キモノヲ謂フ

左ニ掲クルモノハ之ヲ普通辭ト看做ス

- 一 電報新書又ハ中國電報新編ニ依リ記載シタル數字ノ集合

- 二 商標若ハ記號トシテ使用シタル文字又ハ數字ノ孤立若ハ集合又ハ文字ト數字トノ集合
- 三 百五十九條ノ規定ニ依リ登記ヲ受タル略號

【註】○逓信省告示第二六一〇號（昭和四・九・二六）電報規則第十五條ニ規定スル普通辭ニ使用シ得ル國語ハ昭和五年十月逓信省告示第二千三百九十四號中ノ普通語トシテ國語電信ニ使用シ得ル國語トス

第十六條 隱語トハ普通辭ニ使用シ得ル國語ヲ通解シ難キ意味ニ使用シタルモノヲ謂フ但シ歐文電報ニ使用スル隱語ハ一語ノ構成カ五字ヲ超エサルモノナルコトヲ要ス

普通語ニ使用シ得サル語ト雖前項但書ノ要件ヲ備フルモノハ之ヲ隱語ト看做ス

第十七條 秘辭トハ文字又ハ數字ノ孤立若ハ集合ニシテ前二條ノ規定ニ該當セサルモノヲ謂フ

第十七條ノ二 歐文電報ニ使用スル語辭ハ文字ト數字トヲ混用スルコトヲ得ス但シ指定略號、商標、

記號、順序數及居所ノ地番號ヲ示スモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 濁點及半濁點ハ文字ニ附スル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十九條（削除）

第二十條 日本語ノ歐文電報ハ十五字ヲ超エテ之ヲ聯記シ又ハ一語句ノ中間ニ於テ之ヲ分割記載スルコトヲ得ス但シ名詞ハ之ニ附屬スル助詞ト共ニ字數ニ拘ラス之ヲ一聯綴トシテ記載スルコトヲ得

二以上ノ名詞ヲ聯結シタルモノ又ハ名詞ニ他ノ語句ヲ附加シタルモノト雖普通一名詞トシテ

使用セラルルモノハ前項但書ノ例ニ依リ記載スルコトヲ得

第二十一條 日本語ノ歐文電報中ニ外國語又ハ數字ヲ混用スルトキハ其ノ外國語又ハ數字ヲ日本語ト

聯記スルコトヲ得ス

第二十二條 本文ナキ電報ハ之ヲ受附ケス

第二十三條 發信人其ノ居所氏名ヲ受信人ニ知ラシメムトスルトキハ電報本文ノ末尾ニ之ヲ記載スヘシ

前項ノ居所氏名ハ之ヲ本文ト看做ス

第二十四條 發信人電報賴信紙ニ記載シタル文字其ノ他ヲ加除訂正シタルトキハ發信官署ハ相當ノ證

明ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第二十五條 發信人ハ其ノ居所氏名ヲ電報賴信紙ノ餘白ニ記載スヘシ但シ其ノ記載ナキモノト雖電信

官署ニ於テ差支ナシト認ムルトキハ之ヲ受付クルコトアルヘシ

電報取扱規程 第四十四條 電報ヲ賴信紙ニ非サル紙ニ記載シテ差出シタルトキハ之ヲ賴信紙ニ貼附シテ取扱フヘシ

第四十五條 電報ノ記載方不明ニシテ誤謬ヲ醸スノ虞アルモノハ明瞭ニ之ヲ改書セシムヘシ

和文電報ノ名宛ヲ漢字ニテ記載シタルモノハ之ニ振假名セシムヘシ

前二項ノ電報ニシテ受付ノ際其ノ手續ヲ爲サシメ難キモノト雖通讀シ得ル限リハ其ノ儘之ヲ取扱フヘシ

第四十六條 名宛ニ殿、様又ハ御中等ヲ附記シタルトキハ送達上誤謬ヲ醸スノ虞アル旨ヲ告ケ之ヲ抹消セシムヘシ若受付ノ際抹消セシメ難キトキハ受付當務者ニ於テ之ヲ抹消スヘシ

### 第三章 字數及語數ノ計算

第二十六條 電報中字數又ハ語數ニ算入スルモノ左ノ如シ

- 一 本文
- 二 歐文電報ノ名宛但シ第十一條ノ規定ニ依リ附記シタル地名ヲ除ク
- 三 指定

【註】第十一條ハ電話送達略號登記等ノ記載法

第二十七條 和文電報中ノ記號ハ其ノ一箇ヲ文字一字ニ計算ス但シ括弧ハ之ヲ文字二字ニ計算ス濁點又ハ半濁點ヲ附シタル文字ハ之ヲ二字ニ計算ス

【註】○電報取扱規程第四百十條記號ノ項ニ依ル

第二十八條 歐文電報中ノ普通辭ハ十五字ヲ超エサルモノハ之ヲ一語ニ計算シ十五字ヲ超ユルモノハ十五字迄毎ニ之ヲ一語ニ計算ス

第二十九條 歐文電報中數字ノ弧立シタルモノ又ハ其ノ集合五字ヲ超エサルモノハ之ヲ一語ニ計算シ五字ヲ超ユルモノハ五字迄毎ニ之ヲ一語ニ計算ス

歐文電報中商標又ハ記號トシテ使用シタル文字及其ノ集合並文字ト數字トノ集合ハ前項ノ例ニ依リ之ヲ計算ス第五百十九條ノ規定ニ依リ登記ヲ受ケタル略號ニシテ文字ノ集合ヲ以テ構成

セルモノ亦同シ

【註】第五百十九條ハ略號登記ニ關スル規定

第三十條 歐文電報中ノ文字ヲ以テ記載シタル秘辭ハ數字ノ例ニ依リ之ヲ計算ス

第三十一條 (削除)

第三十二條 第二十條及第二十一條ノ規定ニ反シ記載シタル語辭ハ數字ノ例ニ依リ之ヲ計算ス

第二十條 日本語ノ歐文電報ハ十五字ヲ超エテ之ヲ聯記シ又ハ一語句ノ中間ニ於テ之ヲ分割記載スルコトヲ得ス但シ名詞ハ之ニ附屬スル助詞ト共ニ字數ニ拘ラス之ヲ一聯綴トシテ記載スルコトヲ得

第二十一條 日本語ノ歐文電報中ニ外國語又ハ數字ヲ混用スルトキハ其ノ外國語又ハ數字ヲ日本語ト聯記スルコトヲ得ス

第三十三條 歐文電報中第十五條ニ規定シタル國語ヲ其ノ用法ニ反シ聯結又ハ省略シタルトキハ正當ノ綴字ニ依リ其ノ語數ヲ計算ス

地名、人名、船名、航空機名其ノ他之ニ類スル名稱、文字ヲ以テ記載シタル數目及第十五條ニ規定シタル國語ノ聯結語ニシテ他ニ用例アルコトヲ證明シ得ヘキモノハ發信人ノ記載スル所ニ從ヒ其ノ字數ヲ計算ス

第十五條 普通辭トハ和文電報ニ在リテハ日本語、歐文電報ニ在リテ日本語又ハ別ニ告示スル國語ニシテ其ノ意味ノ通解シ易キモノヲ謂フ (第二項略)

第三十四條 歐文電報中ノ左ノ文字及記號ハ其ノ一字又ハ一箇ヲ數字ノ一字ニ計算ス

一、順序數又ハ居所ノ地番號ヲ示ス爲ニ數字ニ附記シタル文字

字數及語數ノ計算

二、商標、秘辭又ハ數字ノ集合中ニ使用シタル終點、讀點及斜線

第三十五條 前條ニ規定スル場合ヲ除クノ外歐文電報中ニ使用シタル終點、讀點、括弧及斜線ハ各之ヲ一話ニ計算ス但シ終點及讀點ハ發信人ニ於テ特ニ其ノ送信ヲ請求スルモノニ限り之ヲ語數ニ算入ス

第三十五條ノ二 歐文電報ノ名宛ハ前各條ノ例ニ依リ其ノ語數ヲ計算ス但シ電信官署名、電話官署名及郵便官署名ハ各之ヲ一話ニ計算ス

第三十六條 歐文電報ノ各指定略號 之ニ附記シタル數字ハ略號ノ一部トス ハ之ヲ一話ニ計算ス

電報取扱規程 第五十一條 和文電報ノ受信人名ニ「外何名」又ハ「外組合一同」等ト附記シタルモノハ之ヲ連記シタル名宛トシテ取扱フヘシ

第五十二條 歐文電報ニ用キタル語辭ハ左ノ例ニ依リ之ヲ計算スヘシ  
一、國語ノ用法ニ反シ聯結シタル語辭

- atonce (at once) 二語
- alright (all right) 二語
- 二、略符。連續點等ヲ要スル語辭
  - oclock (o'clock) 一語
  - dont (don't) 一語
  - wont (won't) 一語
  - portemonnaie (porte-monnaie) 一語
  - aujourd'hui (aujourd'hui) 一語

- meame (me' me) 一語
- egalite ('egalit'e) 一語
- elope (ele' ve) 一語
- francais (Francis) 一語

三、地名、船名、人名、航空機名等ノ固有名稱

- New York (地名) 二語
- Newyork (地名) 一語
- New South wales (地名) 三語
- Newsouthwales (地名) 一語
- Saint James Street (町名) 三語
- Santjames Street (町名) 二語
- Emperors of china (船名) 三語
- Emepresofehina (船名) 一語
- Van de Brand (人名) 三語
- Van lebrand (人名) 一語
- Du Bois (人名) 二語
- Dabois (人名) 一語
- Daihachi Giyugo (航空機名) 二語
- Daihachigyugo (航空機名) 一語

四、文字ヲ以テ記載シタル數目

字數及語數ノ計算

two hundred and thirty	(230)	四語
two hundred and thirty	(●)(●)(十九字)	二語
two hundred and thirty	(●)(●)(十六字)	二語
two thirty	(●)(●)	二語
two thirty	(●)	一語
two thirty	(●)	一語
deux cent quatre vingt six	(286)	五語
deux cent quatre vingt six	(●)(●)(二十二字)	二語
two and half	(2½)	三語
two and half	(●)	一語
two and half	(●)	一語
two half	(●)	一語
pointwothreeeight	(238)	二語
pointwothreeeight	(十八字)	二語
thirty jointthreeight	(30.38)	(二十一字)二語

五、普通語ニ使用セ得ル國語

postoffice	一語
tomorrow	一語
porteletra	一語
telegraphemanant	二語

六、順序數又ハ居所ノ地番號ヲ示ス爲數字ニ附記シタル文字

2nd	(順序數)	一語
21st	(同)	一語
378th	(同)	二語
123b	(地番號)	(同)
15bis	(同)	(同)

七、商標・秘辭又ハ數字ノ集合中ニ用キタル終點、讀點又ハ斜線

3P/m	(商標)	一語
197a/199a	(●)	(九字) 二語
8/m	(●)	一語
zg. xly	(秘字)	(六字) 二語
4221.5	(數字ノ集合)	(六字) 二語
1.565	(同)	一語
20 <sup>1</sup> / <sub>2</sub>	(同)	一語

第五十三條 歐文電報ニ用キタル日本語ハ左ノ例ニ依リ之ヲ計算スヘシ

tankishitai denwaseyo	二語
kane sengolyakuyen densoseyo	三語
Nihonyuseukaikani tanomu (一語目十六字)	三語
hyaku r ru	一語
kyurkoresitanite	
Yokohamamaruni noru	
kansengohyakuyen	(十七語) 四語
komenakutakake rebamiryuise (不當分割)	六語
hyakudo-lar: (日本語ト外國語ト聯記)	三語

日本語ノ歐文電報中ニ用ウル外國ノ地名、人名其ノ他ノ固有名稱ハ其ノ綴字方ノ如何ニ拘ラス日本語ト看做シテ之ヲ取扱フヘシ其ノ例左ノ如シ

Italytaishi	一語
Itaritaishi	一語

字數及語數ノ計算

字數及語數ノ計算

Smiths  
Smiths  
London  
Random

一語  
一語  
一語  
一語

○羅馬字綴例

内外歐文電報ニ於テ一語トシテ連記シ得ヘキ語辭ノ例  
 名詞、代名詞、數詞、動詞、形容詞、副詞、接續詞、助動詞、感應詞及ヒ「テニオハ」ハ文法上各單語タルヘキナルモ之ヲ今直ニ内外歐文電報ノ語數計算ニ適用スル時ハ從來ノ慣用トシテ相去ル餘リニ遠キニ付語數計算上外國語ノ權衡ニモ鑑ミサシタアリ大体左記ノ標準ニ依リ「テニオハ」、助動詞、感應詞ハ各々相應ノ主語ト合セテ一語ニ連記シ得ル事トス但課金上一語ノ長サニ關スル制限ハ業務規定ニ依ルコト勿論トス

左記連記例中「——」印ヲ附セルハ「テニオハ」、助動詞又ハ感動詞ナリ

一、名詞連記例

イ テイコクホテルナリ  
 ロ ニシキテウ三チヨメニテ  
 ハ ロンドンデンボウハ  
 ニ カブシキカイニシテ  
 ホ ゴデンナルベシ  
 ヘ ベイコクケイユトシ  
 ト エイコクマデ

二、代名詞連記例

イ ヘイシヤニシテ  
 ロ キテンニテハ  
 ハ キコウヨリ

三、數詞連記例

ニ ドチラデモ  
 ホ ワレワレナリ  
 イ 三〇ニンバカリ  
 ロ ニジ三〇ブンカラ  
 ハ 五三〇マヘヲ  
 ニ ニワリ五プトシテ  
 ホ ニカゲツカンニシテ  
 ヘ 九ブ九リンナリヤ  
 ト ダイ三〇ゴナラム  
 チ 六一エ五〇センニテ

四、動詞連記例

イ シユツバツセヨ  
 ロ キニンアレ  
 ハ ヘンキンセリ  
 ニ トリアツカハズ  
 ホ マニアワヌ  
 ヘ チウイセシメラレタシ  
 ト ツミナガラ

五、形容詞連記例

イ テゾヨシ (傍線ナシ)  
 ロ ダエンケイナレバ  
 ハ ビレイナル

字數及語數ノ計算

字數及語數ノ計算

- ニ ヤヤサムシ (傍線ナシ)
- ホ ホソナガキ (傍線ナシ)
- ヘ ワズカハカリ
- 六、副詞連記例
  - イ モツバラニシテ
  - ロ ゼヒトモ
  - ハ サクジツイライ
  - ニ イゼントシテ (傍線ナシ)
  - ホ サツスルニ (傍線ナシ)
- 七、接續詞例
  - マタハ、 カツ、 スナハチ、 サテモ、 モツトモ、 アイダ、 ユエニ、 シタガツテ、 カツマタ、 サテ
  - マタ、 シカシテ、 モシクハ、 シカリトイエドモ、 トコロニシテ、 サレバトテ、 コレニオイテカ、
- 八、助動詞例
  - ベシ、 シメラル、 タシ、 タリキ、 タリ、 ナラム、 ナルベシ、 サセフル、 ゴトシ、
- 九、感動詞例
  - ヤ、 ヨ、 ソヤ、 シモ、 カナ
- 十、『テニオハ』ノ例
  - ツツ、 マジ、 マニマニ、 ナガラ、 ナレバ、 モノカラ、 モノノ、 スラ、 バカリ、

第四章 料 金

第三十七條 電報料ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ但シ和文電報ニ連記シタル第二以下ノ受信人名及逐書シタル追尾電報又ハ再送電報ノ第二以下ノ居所ニ對シテハ一名宛毎ニ五錢ノ料金以下名宛料ヲ附課ス

一 同市町村ノモノ	官報	十五字 十五字ヲ超ユルトキハ五	和文電報	十五字 十五字ヲ超ユルトキハ五	歐文電報
二 内地 <small>(小笠原島ヲ除ク)</small> ト小笠原島間	官報	以內 字以內ヲ増ス毎ニ	十五錢	以內 語 五語ヲ超ユルトキハ一圓ヲ増ス毎ニ	十五錢
内地又ハ小笠原島ト臺灣・樺太・朝鮮及南洋ヤツブ島間	私報		三十錢		三十錢
三 前各號以外ノモノ	私報		三十錢		三十錢

第三十八條 電報ノ特殊取扱料ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ

【註】◎外國祝賀無線電報料ノ如ク特ニ規定アルモノアリ

至急料 官報 電報料ニ同シ  
私報 電報料ノ二倍

照校料 電報料ノ四分ノ一

電報受信報知料電報ノ種別ニ依リ

和文 十五字ニ相當スル電報料ニ同シ  
歐文 五語ニ相當スル電報料ニ同シ

料 金

郵便受信報知料

三 錢

同文料

十五 錢

時間外料

三十 錢

四二

別使配達料

別ニ告示スル場合ヲ除クノ外著信電信官署ヨリ八キロメートル以内ハ三十錢、

八キロメートルヲ超ユルトキハ四キロメートル迄毎ニ二十五錢ヲ加フ但シ島嶼

ニ配達スルモノハ里程ニ拘ラス三十錢トシ配達實費之ヲ超ユルトキハ實費額ニ

依ル

解船配達料

別ニ告示スル場合ヲ除クノ外三十錢トシ其ノ配達實費之ヲ超ユルトキハ其ノ實

費額ニ依ル

第三十九條

新聞電報ニハ前二條ノ規定ニ拘ラス左ノ料金を課ス

一 内地間ノモノ  
二 内地小笠原島間内地又ハ小笠原島トノモノ  
臺灣、樺太、朝鮮及南洋ヤップ島間  
至急料  
同文料

和文五十(語)以内  
歐文十(語)以内

和文五十(語)ヲ超ユル  
歐文十(語)トキハ  
和文五十(語)以内増ス  
歐文十(語)毎ニ

二十五 錢  
三十五 錢

二十 錢  
三十 錢

新聞電報料ノ二倍

原信本文ノ字數又ハ語數ニ依リ

和文五十(語)以内  
歐文十(語)以内

和文五十(語)ヲ超ユル  
歐文十(語)トキハ  
和文五十(語)以内増ス  
歐文十(語)毎ニ

十五 錢  
二十 錢

十五 錢  
十 錢

一 内地間ノモノ  
二 内地小笠原島間内地又ハ小笠原島トノモノ  
臺灣、樺太、朝鮮及南洋ヤップ島間  
豫約新聞電報料  
一 内地間ノモノ  
二 内地小笠原島間内地又ハ小笠原島トノモノ  
臺灣、樺太、朝鮮及南洋ヤップ島間  
豫約同文料

和文五十(語)以内  
歐文十(語)以内  
和文五十(語)ヲ超ユル  
歐文十(語)トキハ  
和文五十(語)以内増ス  
歐文十(語)毎ニ  
和文五十(語)以内  
歐文十(語)以内  
和文五十(語)ヲ超ユル  
歐文十(語)トキハ  
和文五十(語)以内増ス  
歐文十(語)毎ニ  
和文五十(語)以内  
歐文十(語)以内  
和文五十(語)ヲ超ユル  
歐文十(語)トキハ  
和文五十(語)以内増ス  
歐文十(語)毎ニ

第四十條 局報ハ無料トス但シ別ニ定ムルモノハ此ノ限リニアラス

【註】課金局報ノ如ク料金を課スル局報アリ

第四十一條 電報ニ關スル料金ニ錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ切捨ツ

第四十二條 電報ニ關スル料金ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外發信ノ際郵便切手ヲ電報賴信紙ニ貼付シ

テ之ヲ納付スヘシ

電報取扱規定 第五十四條 料金ニ充ツル郵便切手ハ成ルヘク枚數ヲ少ナカラシムル様發信人ニ注意スヘシ

賴信紙ニ貼付スヘキ郵便切手ハ之ヲ制取レサル様郵便切手欄ニ確ト貼付セシムヘシ

第五十五條 賴信紙ニ貼付シタル郵便切手ニ過剩アルトキハ其ノ旨發信人ニ告ケ之ヲ相當額ニ引直サシメ不足アルトキハ其

料 金

四三

ノ不足額ヲ追貼セシムヘシ但シ過剩アルモ發信人過剩納付ヲ承認シタルトキハ郵便切手欄餘白ニ「過剩承諾」ト記載シ其ノ儘取扱フヘシ

前項ニ該當スル電報ニシテ受付ノ際其ノ手續ヲ爲サシメ難キモノハ其ノ儘之ヲ取扱ヒ過剩アルトキハ其ノ旨賴信紙餘白ニ記載シ不足アルトキハ不足料金額ノ二倍ヲ發信人ヨリ追徴スヘシ但シ發信人居所不明ノ場合ハ左ノ局内心得ヲ添附シ著信局所ヨリノ通報ヲ待チテ料金追徴ノ手續ヲ爲スヘシ

「受信人ニ就キ發信人居所氏名受調ヘ書面ニテ通報アレ」

受付當務者ノ過失ニ依リ料金ヲ不足ニ徴收シタル時ハ之カ追徴ヲ爲ナス其ノ事由ヲ賴信紙餘白ニ記載シ受付當務者認印スヘシ

第五十六條 料金ニ充ツル郵便切手ノ額面ニ些少ノ汚點毀損アルモ再用等ニ非サルヨトヲ確認シ得ヘキモノハ有効トシテ之ヲ取扱フヘシ

第五十七條 料金トシテ收納シタル郵便切手ハ其ノ日ノ日附印ヲ以テ貼付シ賴信紙ト郵便切手面トニ掛ケ再用スルノ度ナカラシムル様注意シテ鮮明ニ之ヲ消印スヘシ

賴信紙ニ貼付シタル無効ノ郵便切手又ハ收入印紙ハ之ヲ消印スヘカラス

第四十二條ノ二 同時ニ十通以上差出ス電報ノ料金ハ各通ノ料金ノ合計額ニ相當スル郵便切手又ハ通

一、二等郵便局又ハ現金出納官吏ヲ置ク 貨ヲ以テ發信ノ際別ニ之ヲ納付スルコトヲ得

一、二等電信局ニ納付スル場合ニ限ル

第四十三條 受信人ニ於テ追納ヲ要スル電報ニ關スル料金ヲ追納セサルトキ又ハ受信人ニ於テ料金ノ

追納ヲ要スル電報ヲ配達若ハ交付シ得サルトキハ其ノ追納スヘキ料金ハ發信人ヨリ之ヲ徴收ス

第四十四條 電報ニ關スル料金ヲ追納スヘキ發信人又ハ受信人二名以上アルトキハ名發信人又ハ受信

人連帶シテ料金納付ノ責ニ任スルモノトシ其ノ内ノ一名ヨリ之ヲ徴收ス

第四十五條 電報ニ關スル料金ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ニ掲クルモノニ限り其ノ納付人ノ請求

ニ依リ郵便切手ヲ以テ納付シタルモノハ郵便切手ノ通貨ヲ以テ納付シタルモノハ通貨ヲ以テ之ヲ還付ス

一、電信官署ノ過失ニ因リ受信人ニ到着セサリシ電報ノ電報料及特殊取扱料但シ第六十九條ノ規定ニ依リ送達シタル電報ニ關スルモノヲ除ク

【註】第六十九條 發信人又ハ受信人ハ不達トナリタル電報ノ送達ヲ發信官署ニ請求スルコトヲ得其ノ請求期間ハ電報發信ノ日ヨリ六十日トス

二、電信官署ノ過失ニ因リ郵便ニテ到着シ得ヘキ日時ヨリ遅レテ(第六十三條ノ規定ニ依リ電信官署ニ留置キタル時間ハ比較計算上之ヲ除ク)到着シタル電信ノ電報料及特殊取扱料(受信報知料及前

三、電信官署ノ過失ニ因リ誤謬ヲ生シ且用辨ヲ闕キタル照校電報ノ電報料及特殊取扱料(受信報知料及前納返)

料及前納返)但シ尋問ニ依リ校正ヲ得タル電報ニ關スルモノヲ除ク

四、電信官署ノ過失ニ依リ徴收シタル過納誤納ノ料金

五、發信人ノ請求ニ依リ配達前停止シタル電報ノ前納返信料ノ受信報知料及配達料

六、受信報知又ハ時間外ノ取扱ヲ爲ササリシ電報ノ受信報知料又ハ時間外料

七、電報直配達區域内ニテ配達シタル電報又ハ別使若ハ舩船ヲ以テ配達ヲ爲ササリシ電報ノ

配達料

八、返信料前納證書ヲ添附シテ發信シタル電報ノ電報料及特殊取扱料又ハ別使若ハ舩船配達

電報ノ配達料カ發行人ノ納付シタル料金ニ滿タサルトキハ其ノ剩餘  
 九、第九十五條ノ場合ニ於テ原電報ノ種別ニ依リ和文十五字歐文五語ノ電報料ヲ控除シタル  
 前納返信料ノ削除

第五十九條 返信料前納電報又ハ受信報知電報ヲ再送スルトキハ電信官署ニ於テ其ノ指定ヲ削除シ其ノ返信料前納  
 證書ヲ使用シ又ハ其ノ受信報知ニ代ヘ電報再送ノ旨ヲ發行人ニ通知ス

十、返信料前納電報ニ對シ返信料前納證書ヲ交付セサリシトキハ交付シタル返信料前納證書  
 ヲ其ノ使用期間ニ使用セサリシトキハ其ノ前納返信料

十一、發信電信官署ニ於テ送信前ニ返還シタル電報料及特殊取扱料

【註】 電報料金還付ニ關スル通牒（電業第二四七三號昭和七、九、三〇）時間外電報ニシテ電信官署ノ過失ニ依リ次ノ電  
 報取扱時間開始後ニ差出シタル通常電報カ到達シ得ヘキ時刻ヨリ遅レテ到達シタルモノハ電報規則第四十條第六號  
 ニ依リ料金還付セラルヘキ義ト諒知相成度

第四十六條 電報ニ關スル料金還付ノ請求ハ其料金ヲ納付シタル電信官署ニ之ヲ爲スヘシ其ノ請求期  
 間ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外料金納付ノ日ヨリ六十日トス

第四十七條 電報ニ關スル斜金ノ還付ヲ請求スルトキハ不達ニ係ルモノニ附テハ著信電信官署又ハ受  
 信人ノ證明書ノ誤謬又ハ遅延ニ係ルモノニ付テハ其ノ電報送達紙ノ返信料前納證書ヲ使用セサ  
 リシモノニ付テハ其ノ證書ノ送信前返還ニ係ルモノニ付テハ其ノ電報賴信紙ニ添付スヘシ

第四十八條 同文電報ノ内一通ノ料金ヲ還付スルトキハ名宛料、前納返信料、受信報知料及配達料ヲ

除キタル同文電報ノ料金ヲ總通數ニテ除シタル商ニ其ノ電報ニ屬スル名宛料ノ前納返信料受信  
 報知料及配達料ヲ加ヘタルモノヲ以テ還付スヘキ額トス

第四十九條 電報ニ關スル料金ノ還付ヲ受クヘキ發行人又ハ受信人二名以上ナルトキハ其ノ二名ニ之  
 ヲ還付ス

前項ニ依リ料金ノ還付ヲ受クル者ハ他ノ料金ノ還付ヲ受クヘキ者ヲ代理スルモノトス

▲ 電報取扱規程第十一章 料金還付

第三百九十條 規則第四十五條第一號乃至第九號ニ依リ料金還付ノ請求書ヲ受付ケタルトキハ第三百九十二條後段ニ依ルモ  
 ノヲ除クノ外關係書類ヲ取纏メ之ヲ電務局ニ送達スヘシ同條第十號ニ依リ料金還付ノ請求書ニシテ返信料前納證書ノ添付ナ  
 キモノヲ受付ケタルトキ亦同シ

第三百九十一條 前條ノ料金還付ハ料金ヲ收納シタル局所ニ於テ電務局長ノ通知ニ依リ之ヲ爲スヘシ但シ必要アリト認ム  
 ルトキハ所轄通信局長ヲシテ其ノ通知ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第三百九十二條 規則第四十五條第十號ニ依リ料金還付ノ請求書ニシテ返信料前納證書ノ添付アルモノ及同條第十一號ニ  
 依リ料金還付ノ請求書ヲ受付ケタルトキハ左ノ事項ヲ審査シ還付スヘキモノナルコトヲ確メタル上自局所限リ之ヲ還付スヘ  
 シ規則第四十五條第七號及第八號（配達料ニ關スルモノニ限ル）ニ依リ料金還付ノ請求書ヲ受付ケタル場合ニ於テ關係發信  
 原書差立前ナルトキ亦同シ

一 請求期間經過後ニ非サルヤ

二 請求者ハ正當權利ナリヤ

三 前納シタル返信料ノ還付請求ニ付テハ返付料前納證書ノ正否及其ノ使用期間ヲ經過シタルモノナルヤ

四 配達料ノ還付請求ニ付テハ第二百四十三條第一項ニ依リ著信局所ヨリ通報ヲ受ケタルモノナルヤ且同條第二項ニ依リ  
 更ニ著信局所ヨリ通報ヲ受ケタルモノニ非サルヤ

第二百四十三條 別使配達電報又ハ郵船配達電報ヲ別使又ハ郵船ヲ以テ配達セサリシトキハ著信原書餘白及送達紙記事欄ニ  
 料 金



差 出

電 信 取 扱 所

午前八時ヨリ午後八時迄

五〇

●電報取扱時間外ノ取扱ヲ爲ササル局

大正十二年二月二十六日  
公達第二百三十九號

地 方 遞 信 官 署

別ニ指定スルモノヲ除クノ外電報配達事務並郵便集配事務ヲ取扱ハサル電信取扱三等郵便局ニ於テハ電報取扱時間外ノ取扱ヲ爲サス

●朝鮮總督府内時間外電報取扱中止ノ件

大正八年九月十五日  
朝鮮總督府令第四百十八號

時間外電報及時間外料ノ納付ヲ要スル外國電報ハ當分ノ内之カ取扱ヲ爲サス

附 則

本令ハ大正八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

○朝鮮總督府告示第二百三十八號 大正八年九月十五日

郵便局所ノ郵便、電信、電話及郵便爲替、郵便貯金其ノ他各種ノ現金受拂取扱時間大正八年十月一日ヨリ左ノ通改正ス

一 郵便(省略)

二 電信

午前八時ヨリ午後八時迄但シ至急電報ハ何時タリトモ之ヲ取扱フ

電信取扱所ニシテ其ノ取扱時間ヲ制限スルトキハ別ニ之ヲ告示ス

三 電話通話呼出(省略)

四 郵便爲替、郵便貯金、其ノ他各種現金受拂(省略)

五 特別ノ事情ニ依リ必要アルトキハ取扱時間ヲ延伸スルトコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ旨當該局所前ニ揭示ス

○朝鮮總督府告示第二百八十三號 大正八年十月十八日

電信取扱ノ電報取扱時間中午前六時ヨリ午後八時迄及午後八時以後ハ至急電報ニ限り之ヲ取扱フ

●朝鮮ニ於テハ來ル十月一日ヨリ當分ノ内時間外電報ノ取扱ヲ中止シ同時ニ其ノ電報取扱時間ヲ午前八時ヨリ午後八時迄ニ改正セシニ付取扱時間外ニ於テ朝鮮ニ宛テ發スル電報ハ新聞電報及無線電報ヲ除ククノ外總テ至急電報トシテ差出サシムル様受付ノ際注意アレ(通信局ヨリ地方選信官署へ通牒要領大正八年九月二十九日信第一六八一號)

●朝鮮宛電報ニ關スル件通牒(昭四、一二、二四)要領

朝鮮總督府ニ於テハ十月一日ヨリ電報規則ヲ改正シ新ニ夜間配達ノ取扱ヲ爲スコトナリタルニ付テハ爾今朝鮮ニ宛ツル電報ニシテ電報規則第七條及電報取扱規程第二十二條ニ該當スルモノニ對シテハ「タラ」ノ指定ヲ要スル義ニ付受付上留意相成度

追而右ノ結果大正十四年十二月十日電業第二一六〇號通牒第二號ハ自然消滅ノコトト諒知相成度爲念

●朝鮮宛電報ノ取扱ニ關スル件通牒(電業第二二五八號)昭六、八、十九

從來内地ヨリ朝鮮ニ宛テ發スル電報ニ付テハ内地ノ電報取扱時間開始後ト雖モ朝鮮ノ電報取扱時間開始(午前八時)前ニ在リテハ電報取扱時間ニ拘ラス取扱フ電報(時間外電報ヲ除ク)及夜間配達電報ノ外之カ受付ヲ爲シ得サリシ處爾今通常電報ニ付テモ内地(各自局ノ)ノ電報取扱時間開始後ニ於テハ朝鮮ノ電報取扱時間開始前ト雖モ之ヲ受付ケ朝鮮ニ對スル關門局迄送信シ得ルコトニ相成候間諒知相成度

追テ朝鮮ニ對スル關門局ニ於テ右通常電報ヲ受信シタルトキハ朝鮮ノ電報取扱時間ノ開始ヲ待チテ對手局ニ送信相成度

○關東廳告示第二十六條 大正十二年二月二十八日 同告示第五百一十一號 大正十三年九月十三日改正

郵便電信電話所ニ於ケル郵便、電信、電話、郵便爲替及郵便貯金等ノ取扱時間左ノ如シ

- 一 旅順、新旅順、大連、沙河、營口、鞍山、遼陽、撫順、奉天、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、長春、本溪湖及安東縣ノ各郵便局  
午前八時ヨリ午後十時迄但シ十二月二十九日ヨリ同トス
- 二 前號記載ノ郵便局ヲ除キタル郵便局所  
午前八時ヨリ午後八時迄但シ十二月二十九日ヨリ同トス

差 出

五一

三 集配事務ヲ取扱フ郵便局ハ前各號ノ受付時間ニ拘ラス別配達郵便物引受時刻證明郵便物約束郵便物及郵便ニ依リ電信又ハ配達スル電報ヲ封入シタル書留郵便物ノ引受ヲ爲ス

電信

三月一日ヨリ十月三十一日迄 午前六時ヨリ午後八時迄  
十一月一日ヨリ翌年二月末日迄 午前七時ヨリ午後八時迄

電話送話及呼出 取扱時間ヲ制限セス

郵便爲替、郵便貯金其ノ他各種ノ現金受拂(省略)

逓信局長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前各項ノ取扱時間ヲ伸縮シ又ハ休日休暇日及始政記念日ト雖取扱ヲ爲スコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ當該局所ニ其ノ旨ヲ揭示ス

本告示ハ大正十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年關東都督府告示第二十二號ハ之ヲ廢止ス

●電信取扱所電報取扱ニ關スル件(昭八、五、九) (電業一、一三七號)

本月一日ヨリ關東總管内金福鐵道各驛左記公衆電信取扱所ニ於テハ電報取扱時間外ノ取扱ハ一切之ヲ爲ササルコトトシ尙右時間外ニ於テ城子嶺電信取扱所ノ配達區域ニ宛テタル公衆電報ハ城子嶺局ヨリ配達セシムルコトトナリタル旨關東逓信局ヨリ通報アリタルニ付了知可然取計相成度

- 金州東門 登沙河 貔子窩 廣寧寺 杏樹屯
- 城子嶺 蠶廠屯 清水河 亮甲店 李家屯

○樺太廳告示第四號(大正九年一月十四日)

樺太廳郵便局ニ於ケル事務取扱時間ハ特ニ定ムルモノ外左ノ如シ

一、郵便、電報、電話通話及呼出取扱時間

豐原、大泊、真岡 三月一日ヨリ十月三十一日迄 午前六時ヨリ午後十時迄  
泊居各郵便局 十一月一日ヨリ翌年二月末日迄 午前七時ヨリ午後十時迄  
前記以外ノ郵便局 三月一日ヨリ十月三十一日迄 午前六時ヨリ午後八時迄  
十一月一日ヨリ翌年二月末日迄 午前七時ヨリ午後八時迄

別取扱郵便物、引受時刻證明郵便物、郵便ニ依リ電信又ハ配達スル電報ヲ封入シタル書留郵便物、至急電報、時間外電報、電話加入者相互間通話及自働電話所ニ於ケル通話ハ前記ノ取扱時間ニ拘ラス之ヲ取扱フ

二 郵便爲替、郵便貯金其ノ他各種現金受拂取扱時間(省略)

三 特別ノ事情ニ依リ必要アルトキハ取扱時間ヲ延伸シ又ハ休日ニ於テモ取扱ヲ爲スコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ取扱時間ハ之ヲ當該郵便局前ニ揭示ス

本告示ハ大正九年一月十六日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年六月樺太廳告示第五十五號ハ之ヲ廢止ス

○樺太廳告示第二百號 昭和四年 九月二十六日

電信取扱所ニ於テハ特ニ指定スルモノヲ除クノ外電報配達及電報ノ時間外取扱ヲ爲サス

○樺太廳告示第二百一號 昭和四年 九月二十六日

特ニ指定シタル郵便局ノ内郵便集配事務ヲ取扱ハサル郵便局ニ於テハ別ニ指定スルモノヲ除クノ外電報ノ時間外取扱ヲ爲サス

○臺灣總督府告示第三十號 大正十二年 二月二十八日

大正十二年三月一日ヨリ電信局所ノ電報取扱時間ハ特ニ定ムルモノノ外左ノ通トス

一、二等郵便局及電信局郵便集配事務ヲ取扱フ其ノ他ノ局所

每年三月一日ヨリ	午前六時ヨリ
十月三十一日迄	午後八時迄
每年十一月一日ヨリ	午前七時ヨリ
翌年二月末日迄	午後八時迄
每年三月一日ヨリ	午前七時ヨリ
十月三十一日迄	午後八時迄
但シ日曜日ニ限正午迄	
每年十一月一日ヨリ	午前八時ヨリ
翌年二月末日迄	午後八時迄
但シ日曜日ニ限正午迄	

郵便集配事務ヲ取扱ハサル局所

電信取扱所

午前八時ヨリ午後八時迄

○南洋廳告示第十五號 大正十二年十二月二十二日

大正十三年一月一日ヨリ南洋廳郵便局ニ於ケル郵便、電報、郵便爲替、郵便貯金及其他各種現金受拂ノ事務ノ取扱時間ハ特ニ定ムル場合ノ外左ノ通トス

- 一 郵便、電報受付 午前七時ヨリ午後八時迄
- 二 郵便爲替、郵便貯金及其他ノ各種現金受拂事務

三月一日ヨリ 午前八時ヨリ正午十二時迄  
 十月三十一日迄 午前八時ヨリ午後三時迄  
 十一月一日ヨリ 午前八時ヨリ午後三時迄  
 翌年二月末日迄

但シ休日、日曜日(十二月二十九日ヨリ同三十一日)、一月一日、同二日及始政記念日ニハ迄ノ間ニ於ケル日曜日ヲ除ク)其ノ取扱ヲ爲サス

第五十二條 電報ハ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外電報頼信紙ニ記載シ電信官署ニ之ヲ差出スヘシ

【註】 船舶遭難通信等ハ頼信紙ニ記載セストモヨロシ

第五十三條 電報ハ郵便ニ依リ差出スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ封皮ノ表面ニ「電報在中」ト記載スヘシ

ヘシ

前項ノ場合ニ於テ普通郵便ニ依ルトキハ封皮ノ表面ニ「通信事務」ト記載シ之ヲ無料郵便ト爲スコトヲ得

爲スコトヲ得

第五十四條 電信官署ニ電報受付函ヲ設備シタルトキハ電報取扱時間外ニ限り之ニ電報ヲ差入ルルコトヲ得

トヲ得

第五十五條 左ニ掲クル電報ノ配達ヲ受ケタル者ハ配達ノ時ヨリ五分以内ニ其ノ電報配達人ニ依託シ

テ電報ヲ差出スコトヲ得

- 一 返信料前納電報
- 二 局待電報
- 三 別使配達電報
- 四 解船配達電報

第五十六條 第五十三條及前條ノ規定ニ依リ差出シタル電報ニ付テハ電信官署ニ到着シタル時ヲ以テ

受付時刻トス

電報取扱時間外ニ到着シタル前項ノ電報及第五十四條ノ規定ニ依リ差出シタル電報ニ付テハ次ノ電報取扱時間開始ノ時ヲ以テ受付時刻トス但シ電報取扱時間ニ拘ラス取扱フヘキ電報ヲ第五十三條又ハ前條ノ規定ニ依リ差出シタル場合ハ前項ノ例ニ依ル

第五十六條ノ二 第四十二條ノ二ノ規定ニ依ル電報ヲ差出ストキハ同文電報及配達日時指定電報ニ付テハ其ノ原信ノ郵便切手欄ニ、其ノ他ノ電報ニ付テハ各通ノ郵便切手欄ニ「料金別納」ト記載シ之ヲ一括シテ最初ノ一通ニ電報通數ヲ附記スヘシ

【註】 第四十二條ノ二ハ同時ニ十通以上差出ス電報ハ通貨ヲ以テ納付スルコトヲ得ル規定ナリ

第五十七條 天災事變其ノ他ノ事故ニ依ル電信設備ノ故障又ハ通信輻輳ノ場合ニ於テハ送達ノ遅延ヲ承知ノ上差出ス電報ニ限り之カ受付ヲ爲スコトアルヘシ

差 出

前項ノ電報ニハ電報賴信紙餘白ニ「遅延承知」ト記載スヘシ

第五十八條 書法其ノ他ニ關シ本令ノ規定ニ反スル爲電報トシテ受付クルコトヲ得サルモノニ付テハ其ノ事由ヲ發信人ニ通知ス

第五十九條 發信人ハ電報發信ノ日ヨリ三日以内ニ限り其ノ納付シタル料金額ヲ記載シタル電報受取證書ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ受取證書料トシテ五錢納付スヘシ

前項ノ受取證書料ニ充テタル郵便切手ハ電報受取證書ニ貼附消印ス

第六十條 發信人ハ未タ送信セサル電報ノ返還ヲ發信電信官署ニ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ返還料トシテ五錢ヲ納付スヘシ

同文電報及配達日時指定電報ニ付テハ其ノ各通ヲ分離シテ前項ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス  
同文電報及配達日時指定電報ノ返還料ハ一括ニ付五錢トス

### 第六章 配 達

第六十一條 電信官署 配達事務ヲ取扱ハサルモノヲ除ク ヨリ陸上四キロメートル以内及其ノ官署所在ノ市内ヲ電報直配

達區域トス但シ必要アリト認ムルトキハ其ノ區域ヲ制限シ又ハ擴張スルコトアルヘシ

電報直配達區域内ニ配達スル電報ニ付テハ配達料ヲ課セス

第六十二條 電報直配達區域外ニ配達スル電報ニシテ配達方ノ指定ナキモノハ無料普通郵便ヲ以テ送

達ス配達方ノ指定アル電報ト雖受信人移轉等ノ爲更ニ其ノ電報直配達區域外ニ配達スルトキ又ハ別使配達若ハ解船配達ヲ爲ササル地域ニ配達スルトキ亦同シ

別使配達又ハ解船配達ヲ爲ササル地域ハ別ニ之ヲ告示ス

【註】 南洋廳内又ハチーフト等ニ解船配達ヲ爲ササルトコアラリ

第六十三條 午前零時後電報取扱時間開始前ニ著信電信官署ニ到着シタル電報ハ電報取扱時間ノ開始ヲ待チテ配達ス但シ電報取扱時間ニ拘ラス取扱フ電報及夜間配達電報ハ此ノ限ニ在ラス

第六十四條 受信人名ヲ連記シタル電報ハ其ノ内ノ一名ニ之ヲ配達又ハ交付ス

第六十五條 祭日、祝日、日曜日其ノ他ノ休業日又ハ夜間ニ到着スル電報ニ付テハ豫メ電信官署ニ請求シテ之カ翌朝配達ヲ受クルコトヲ得

第六十六條 電報直配達區域外ニ居住スル者ハ自己ニ宛テタル電報ニシテ配達方ノ指定ナキモノヲ別使又ハ解船ニ依リ配達ヲ受クルコトヲ著信電信官署ニ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ配達ヲ受ケタルトキハ配達料ヲ納付スヘシ

第六十七條 電報ノ誤配達ヲ受ケタル者ハ其ノ旨 封緘シアルモノヲ開封シタルトキハ更ニ封緘シ其ノ事由ヲ附記スヘシ ヲ記載シタル附箋ヲ爲シ直ニ之ヲ著信電信官署ニ返付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第五十三條ノ規定ニ準シ之ヲ郵便ニ付スルコトヲ得

第五十三條 電報ハ郵便ニ依リテ之ヲ差出スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ封皮ノ表面ニ『電報在中』ト記載スヘシ  
前項ノ場合ニ於テ普通郵便ニ依ルトキハ封皮ノ表面ニ『通信事務』ト記載シ之ヲ無料郵便ト爲スコトヲ得

第六十八條 受信人ニ配達又ハ交付シ得サル電報ハ著信電信官署ニ之ヲ保管シ發信電信官署ヲ經テ其ノ旨發信人ニ通知ス

第六十九條 發信人又ハ受信人ハ不達トナリタル電報ノ送達ヲ發信電信官署ニ請求スルコトヲ得其ノ請求期間ハ電報發信ノ日ヨリ六十日トス

● 電報取扱規程 第五章 配達

軍隊宛電報配達方ノ件通牒(明四二、八、一六) 通業甲六六七

軍隊宛電報ハ名宛シタル各本部又ハ中隊ニ配達シ相當責任者ニ引渡スモノトス料金追徴ヲ要スル電報ハ各本部又ハ中隊ノ相當責任者ヲ經テ成規ノ手續ヲ爲サシメ又直ニ其ノ手續ヲ了シ能ハサルモノハ該責任者ニ料金受領證書ヲ預ケ置クコトヲ得  
第二百八十八條 検査當務者ヨリ送付ヲ受ケタル電報ハ其ノ著信番號ヲ配達番號表ニ對照シ表中相當番號ノ左傍ニ斜線ヲ引キ配達人ヲシテ之ヲ配達セシムヘシ但シ『時間外ニ到着シタルニ付今朝配達ス』ノ表示アルモノ及發信人又ハ受信人ノ請求ニ依リ翌朝配達スヘキモノハ適宜ノ方法ニ依リ其ノ通數ヲ記録シ之ヲ一定ノ容器ニ保管シ取扱時間開始ヲ待チテ配達ニ付スヘシ

第二百八十九條 電報ヲ配達人ニ交付スルコトキハ配達番號表ニ相當事項ヲ記載シ配達人ヲシテ之ニ認印セシムヘシ  
配達人歸局シタルトキハ配達番號表ニ相當事項ヲ記載シ(普通三等局以下ノ局所ニ在リテハ歸局時刻及實費時分ノ記載ヲ省略スルコトヲ得)電報受取紙等アル場合ハ直ニ之ヲ差出サシメ受信人ノ受領證印等ヲ調査シ之ヲ検査當務者ニ送付スヘシ  
第二百九十條 電報ノ配達標準時間ハ配達人出發準備時間、配達速度及授受時間ニ區別シ實況ニ應シ當該局所長適宜之ヲ定ムヘシ

第二百九十一條 電報ハ左ノ場合ニ限り之ヲ兼配セシムルコトヲ得但シ人命保全電報、至急電報、飛行電報及近接地電報ハ

同時ニ同一ノ宛所ニ配達スルモノ又ハ之ニ準スルモノヲ除クノ外成ルヘク之ヲ兼配セシメサルコトヲ要ス

一、同一ノ宛所又ハ順路(同一方向ニシテ迂回凡三百メートル以内ノモノヲ含ム)ノ宛所ニ配達スルモノニシテ何レモ受信時刻ヨリ配達人出發迄ニ凡二十分ヲ經過セルトキ

二、人員配置又ハ著信ノ狀況ニ依リ單配トナストキハ其ノ他ノ電報ノ配達ヲ著シク遅延セシムル虞アルトキ  
第二百九十二條 受信人宛所外ニ移動シタルトキハ其ノ移轉先ニ電報ヲ配達スヘシ但シ其ノ移轉先他局所ノ受持區域内ナルトキハ郵便ヲ以テ之ヲ送達スヘシ

前項但書ノ場合ニ於テ其ノ移轉先電報ノ宛所ト同一市内ニシテ他局所ノ直配達區域内ナルトキハ其ノ居所ヲ相當訂正(歐文電報ニシテ語數ニ移動ヲ生スルモノハ語數共)ノ上左ノ局内心得ヲ添付シ第二百五十二條ニ準シ著信局所名改正ノ手續ヲ爲スヘシ但シ其ノ移轉先自局所ノ直配達區域ヨリ近距離ナルトキハ自局所ヨリ之ヲ配達スヘシ

『何(自局所名)ヲ著信局所ニ指定シ送達シ來リタル電報ナルモ受信人移轉ノ爲改正送信ス』

第二百九十三條 受信人又ハ受信人ニ代リテ受取ルヘキ者不在ナル爲持戻リタル電報ハ直配達區域内ニ在リテハ適宜之カ再配達ヲ試ムヘシ

前項ノ電報ハ受信人來リ求ムルトキハ之ヲ交付スルコトヲ得

第二百九十四條 裁判所ノ囑託ニ依リ破産者ニ宛テタル電報ヲ破産管財人ニ配達スル場合破産管財人ノ居所他局所ノ受持區域内ナルトキハ郵便ヲ以テ之ヲ送達スヘシ但シ其ノ居所同一村内ニシテ他局所ノ直配達區域ナルトキハ第二百九十二條第二ニ準シ處理スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ居所氏名(『破産管財』人ト冠記スヘシ)ヲ局内心得ニ附加スヘシ

第二百九十五條 傳染病ノ爲交通遮斷セラレタル區域内ニ在ル者ニ宛テタル電報ハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外該區域ニ出張中ノ警察官若ハ檢疫官ニ依リテ之ヲ配達スヘシ若出張官吏ナキトキハ最寄警察署、檢疫所又ハ町村役場ニ依リテ之ヲ配達スル等機宜ノ方法ニ依リ配達スヘシ

第二百九十六條 汽車中ニ在ル者ニ宛テタル電報ヲ列車停車中ニ受信人ニ交付シ得サルトキハ其ノ列車貫通式タル場合ニ限リ相當鐵道吏員ニ依リテ發車後モ引續キ搜索セシメ若交付シ得サルトキハ直ニ其ノ旨自局所ニ通報セシムルト共ニ電報ハ便宜ノ方法ニ依リ之ヲ返戻セシムヘシ

發車後電報ヲ交付シタル場合ニ於テ返信料前納證書受領又ハ追徴料金アルトキハ便宜ノ方法ニ依リ之ヲ自局所ニ廻送セシ

第二百九十七條 誤配達シタル電報ノ返付ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ正當受信人ニ配達スヘシ氏ノ場合ニ於テ封緘シタル電報ヲ開封シタルモノナルトキハ其ノ電報ニ添付シタル事由書ハ之ヲ保存シ更ニ其ノ旨附箋スヘシ

第二百九十八條 第五十五條第二項但書ノ電報ヲ配達スルトキハ相當調査シ其ノ結果ト書面ヲ以テ發信局所ニ通報スヘシ

第五十五條 賴信紙ニ貼附シタル郵便切手ニ過剩アルトキハ其ノ旨發信人ニ告ケ之ヲ相當額ニ引直サシメ若不足アルトキハ其ノ不足額ヲ追貼セシムヘシ但シ過剩アルモ發信人過剩納付ヲ承諾シタルトキハ郵便切手欄餘白ニ『過剩承諾』ト記載シ其ノ儘取扱フヘシ

前項ニ該當スル電報ニシテ受付ノ際其ノ手續ヲ爲サシメ難キモノハ其ノ儘之ヲ取扱ヒ過剩アルトキハ其ノ旨賴信紙餘白ニ記載シ不足アルトキハ不足料金額ノ二倍ヲ發信人ヨリ追徴スヘシ但シ發信人居所不明ノ場合ハ左ノ内心得ヲ添付シ著信留所ヨリノ通報ヲ待テ料金追徴ノ手續ヲ爲スヘシ

『受信人ニ就キ發信人居所氏名取調ヘ書面ニテ通報アレ』

受付當務者ノ過失ニ依リ料金不足ニ徴收シタルトキハ之カ追徴ヲ爲サス其ノ事由ヲ賴信紙餘白ニ記載シ受付當務者認印スヘシ

第二百九十九條 著信局所ニ於テ電報ヲ受信人ニ交付スルトキハ配達番號表中相當欄ニ其ノ旨及交付月日(當日ナラハ省略スヘシ)時刻ヲ記載スヘシ

第三百條 電報ヲ配達シ得サルトキハ配達番號表中相當欄ニ其ノ要旨ヲ記載スヘシ

第三百一條 他局所ノ著信トナルヘキ電報ハ配達番號表中相當欄ニ其ノ要旨ヲ記載シ之ヲ検査當務者ニ送付スヘシ

第三百二條 電報ノ配達ニ際シテハ配達人ヲシテ常ニ賴信紙ヲ携帯セシムヘシ

第三百三條 (省略)

第三百四條 (省略)

第三百五條 電報受取紙ニ交付時刻及歸リ時刻ヲ記載スルトキハ配達番號表ニ之カ記載ヲ省略スルコトヲ得

第三百六條 郵便ヲ以テ送達スヘキ電報ニシテ郵便結束ノ關係上他局所ヨリ郵便ニ付スル方達スヘシト認ムルトキハ左ノ局内心得ヲ納付シ第二百五十二條ニ準シ著信局所名改正ノ手續ヲ爲スヘシ

『何(自局所名)ニテ改正シタル貴局所ヨリ郵便ニ付スル方達スヘシト認ムル電報』

第三百七條 規則第六十五條ニ依リ翌朝配達ノ請求ヲ受ケタルトキハ適宜ノ方法ニ依リ受信人名及配達日時等其ノ請求ノ要旨ヲ記録シ置キ配達上行違ヒナキ様注意スヘシ

前項ニ依リ配達スヘキ電報ハ其ノ送達紙名宛ノ傍ニ『翌朝配達』ト朱書スヘシ

規則第六十五條 祭日、祝日、日曜日其ノ他ノ休業日又ハ夜間ニ到着スル電報ニ付テハ豫メ電信官署ニ請求ヲテ之カ翌朝配達ヲ受クルコトヲ得

## 第七章 新聞電報

第一百十九條 新聞紙ニ掲載ノ目的ヲ以テ發スル電報ニシテ別ニ定ムル規定ニ依リ認可ヲ受ケタル者ニ宛ツルモノハ新聞電報ト爲スコトヲ得

第二十條 新聞電報ハ和文ニ在リテハ日本語、歐文ニ在リテハ日本語又ハ英吉利語ノ普通辭ヲ以テ之ヲ記載スヘシ但シ通信ノ繼續、始終、番號若ハ其ノ種別ヲ示ス語辭又ハ之ニ該當スル略字ハ之ヲ普通辭ト看做ス

第二百一十一條 新聞電報ニハ右ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ス

### 一 廣告

### 二 私信

第二百二十二條 新聞電報ノ名宛ハ新聞電報發信證票ニ記載シタル略名ヲ以テ之ヲ記載スヘシ

第二百二十三條 新聞電報ハ電報取扱時間ニ拘ラス之ヲ取扱フ

第二百二十四條 發信人新聞電報ヲ差出ストキハ其ノ都度新聞電報發信證票ヲ提示スヘシ但シ第四百十

六條ノ規定ニ依リ後納新聞電報ヲ差出ス場合ハ之カ提示ヲ省略スルコトヲ得

第二百二十五條 受信人ハ著信電信官署ニ新聞電報受信證票ヲ提示シテ新聞電報ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ新聞電報受信證票所持者ヲ受信人ト看做シ之ニ電報ヲ交付ス

第二百二十六條 新聞電報トシテ差出シタル電報ニシテ第二百二十條及第二百一十一條ノ規定ニ反スルモノ

アルトキハ一般和報ノ例ニ依リ料金ヲ計算シ不足額ハ受信人ヨリ之ヲ徵收ス但シ其ノ電報豫約取扱ニ係ルモノナルトキハ料金全額ヲ料金納付責任者ヨリ徵收ス

第二百二十七條 第七章(第一節及第七節ヲ除ク)及第二百五十二條ノ規定ハ新聞電報ニ之ヲ適用セス

第七章 特殊取扱ノ内至急及同文ヲ除キ他ハ取扱ハス

## 第八章 電線託送

第二百五十二條 電話加入者ハ別ニ告示スル電信官署ニ左ノ事項ヲ記載シタル請求書ヲ差出シ其ノ使用

ニ屬スル電話ニ依リ電報ヲ頼信シ又ハ電報ノ送達ヲ受クルコトヲ得但シ電信官署ニ於テ支障ア

ルトキハ其ノ請求ニ應セサルコトアルヘシ

一 發信又ハ受信ノ別

二 電話番號

三 電話機設置場所

四 受信人居所氏名及略號ノ登記ヲ受ケタルモノハ其ノ略號(受信ノ場合ニ限り)

五 開始年月日

前項ニ依リ電報ヲ送達シタルトキハ之ヲ配達シタルモノト看做ス

第二百五十三條 電話加入者ノ使用ニ屬スル電話又ハ電報送受ノ爲施設シタル電信若ハ電話ニ依リ電報ヲ頼信スル者ハ電線託送料トシテ一通毎ニ三錢ヲ納付スヘシ但シ公衆通信ノ用ニ供スル陸軍軍

用無線電信所ニ於テ陸軍軍用電報ヲ頼信スル場合ハ此ノ限ニアラス

第二百五十三條ノ二 電信官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ託送電報ノ發信人ニ對シ保證金ヲ納付セシムルコトアルヘシ其ノ保證金額及納付期日ハ電信官署ニ於テ之ヲ定ム

前項ノ保證金ノ國債ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

託送電報ノ發信人電報ニ關スル料金ヲ納付セサルトキハ第項ニ依リ納付シタル保證金ヲ以テ之ニ充テ尙足ラサルトキハ其ノ不足額ヲ追徵ス

保證金ハ電線託送ヲ爲ササルニ至リタルトキト雖電報ニ關スル料金ヲ納付シタル後ニ非ラサ

レハ之ヲ還付セス

第五百十四條 電報取扱時間外ニ於テハ電報取扱時間ニ拘ラス取扱フヘキ電報ニ非サレハ電線託送ニ依リ之ヲ頼スルコトヲ得ス

第五百十五條 託送電報ノ發信人又ハ受信人ハ毎月分ノ電報ニ關スル料金ヲ發受電信官署ノ通知スル所ニ依リ翌月二十日迄ニ納付スヘシ但一、二等郵便局又ハ一、二等郵便局(現金出納官吏ヲ置カサル局ヲ除ク)ニ納付スル料金ハ通貨ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第五百十六條 第五百二十二條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲シタル電話加入者電線託送ヲ罷メムトスルトキ加入名義ヲ變更シタルトキ又ハ加入ヨリ除名セラレタルトキハ其ノ旨發受電信官署ニ届出ツヘシ  
第五百二十二條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲シタル電話加入者電線託送ニ依リ電報ヲ頼信セス又ハ其ノ送達ヲ付ケタルコト一年ニ互リタルトキハ電線託送ヲ罷メタルモノト看做ス

第五百十七條 前條ニ規定スル場合及電報送受ノ爲施設シタル電信又ハ電話ノ許可ヲ取消サレタルトキ竝之ニ依ル電線託送ヲ罷メタルトキハ託送電報ノ發信人又ハ受信人ハ電報ニ關スル未納ノ料金ヲ即納スヘシ

第五百十八條 託送電報ノ發信人又ハ受信人電報ニ關スル料金若ハ保證人又ハ和記電信規則第二十條若ハ第二十條ノ二ニ規定スル料金ヲ納付セサルトキハ其ノ滞納ノ期間電報ノ電線託送ヲ停止ス  
第五百十八條ノ二 電報ハ氣送管ニヨリ頼信シ又ハ送達ヲ受クルコトヲ得

前項ニ依ル電報ノ頼信又ハ送達ニ關シテハ本章中電報送受ノ爲施設シタル電信又ハ電話ニ關スル規定ヲ準用ス

○電報取扱規程 第三百三十三條 加入電話ニ依ル託送電報發受者ノ發受スル電報ハ其ノ發受電信局所ニ於テ左手續ニ依ル送受スヘシ

- 一、電話加入者ヨリ呼出ヲ受ケタルトキハ先ツ電話局所ヨリ通報スル電話番號ヲ頼信紙餘白ニ記載スヘシ但シ自動式話機ニ依ル場合(自局所電話機カ自動式ナル場合ヲ含ム)ハ呼出ヲ受ケタルトキ之ニ應答シ先ツ其ノ電話番號及氏名ヲ告ケシメ之ヲ頼信紙餘白ニ記載スヘシ此ノ場合ニ於テ正當加入者ナルヤ否ニ付疑ハシキ廉アルトキハ通話終了後更ニ其ノ加入者ヲ呼出シ之ヲ確ムヘシ
- 二、前號ノ記載ヲ終リタル後加入者ヨリ通話スル電報ヲ頼信紙ニ書取リ(指定ヲ書取ルトキハ略號ヲ以テスヘシ)字語數ニ相違ナク且不明瞭ノ點ナキヲ認メタル上更ニ其ノ電話番號ヲ確メ領諾ノ旨ヲ告ケ受付時刻欄ニ其ノ時刻、頼信紙餘白ニ當務者名ヲ記載スヘシ
- 三、電話加入者ニ電報ヲ送ルトキハ先ツ之ヲ呼出シ其ノ電話番號及氏名ヲ確メ電報ヲ送ル旨ヲ告ケ之ヲ通話シ加入者ヨリ領諾ノ返答ヲ受ケタル上其ノ電話番號、送達時刻及當務者名ヲ著信紙餘白ニ記載スヘシ
- 四、電報ヲ通話スルトキハ成ルヘク第五百七十五條ニ依ル通話表ヲ用ウヘシ
- 第三百四十條 託送電報發受者ニ送達スヘキ電報ニ付追徴スヘキ料金アルトキハ其ノ料金額及事由ヲ又返信料前納證書アルトキハ證書ノ番號、前納料金額及證書發行日ヲ送達ノ際通知スヘシ但シ著信電報ノミノ託送電報請求者ニ宛テタル電報ノ返信前納證書ハ一般ノ例ニ依リ之ヲ送達スヘシ

### 第九章 略號及配達先指定

第五百十九條 自己ノ居所氏名ニ代フル略號ヲ電報ノ名宛ニ使用セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタ

略號及配達先指定

六六

ル請求書ヲ著信電信官署ニ差出シ其ノ登記ヲ受クルコトヲ得

一、請求者住所氏名

二、略號 (著信電信官署テ附記スヘシ)

三、當時 (又ハ臨時 自何月 至何月)

四、開始年月日

前項ニ依リ登記ヲ受クヘキ略號ハ普通ノ氏名、地名又ハ之等ト紛ハシキモノハ成ルヘク之ヲ避ケ且著信地ノ電信官署ニ於テ既ニ同一又ハ類似ノ略號登記アルトキハ著信電信官署ノ指示ニ依リ更ニ適當ナルモノヲ選定スヘシ

第六十條 自己ニ宛テタル電報ヲ受取ルヘキ者ハ配達スヘキ場所ヲ特定セムトスル者ハ左ノ事項ヲ

記載シタル請求書ヲ著信電信官署ニ差出シ其ノ登記ヲ受クルコトヲ得

一、請求者ノ居所氏名及略號ノ登記ヲ受ケタル者ハ其ノ略號

二、特定ノ受取人又ハ配達場所 配達ヲ受クヘキ日時ヲ指定セムトスルトキハ其ノ日時ヲ添記スヘシ

三、當時 (又ハ臨時 自何月 至何月)

四、開始年月日

第六十一條 前二條ノ規定ニヨル請求ヲ爲ス者ハ略號登記料又ハ配達先登記料トシテ左ノ料金を納付スヘシ

當時 年額 十二圓

臨時 月額 一圓二十錢

略號若ハ配達先登記ノ使用ヲ開始シ又ハ之ヲ罷メタルトキハ當時ノモノニ在リテハ一會計年度ノ中途、臨時ノモノニ在リテハ月ノ中途ナル場合ト雖モ其ノ年度又ハ其ノ月ニ屬スル料金ハ全額ヲ課ス

第六十二條 前條ニ規定スル料金ハ登記請求ノ際著信電信官署ニ之ヲ納付スヘシ但シ當時ノモノニアリテハ次年度以降ノ料金ハ各其ノ前年度末日迄ニ納付スヘシ若其ノ期日迄ニ之ヲ納付セサルトキハ略號又ハ配達先登記ハ之ヲ罷メタルモノト看做ス

第六十三條 略號又ハ配達先ノ登記ヲ受ケタル者之ヲ罷メムトスルトキハ其ノ旨著信電信官署ニ届出ツヘシ

第六十四條 外國電報規則ニヨリ登記ヲ受ケタル略號又ハ配達先ハ之ヲ本令ニ依リ登記ヲ受ケタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ第六十一條ニ規定スル料金ハ之ヲ課セス

第五章 電報配達取扱規程

第三百八條 略號名宛ノ電報ヲ配達スルトキハ之ヲ略號登記簿ニ對照シ送達紙名宛欄ニ其ノ普通ノ居所氏名ヲ記載スヘシ但シ略號名宛ノ儘配達シ得ルモノニ付テハ之カ記載ヲ省略スルコトト得

第三百九條 臨時請求ニ係ル略號名宛ノ電報ニシテ其ノ略號ノ使用期間ヲ過キタルモノハ受信人ニ其ノ事由ヲ通知シ更ニ其ノ登記ノ請求ヲ爲ササルトキハ直ニ保管ノ手續ヲ爲スヘシ當時請求ニ係ルモノニシテ略號登記料ヲ納付セサル場合亦同シ

第三百十條 配達先ノ登記ヲ受ケタル者ニ宛テタル電報ヲ配達スルトキハ之ヲ配達先登記簿ニ對照シ送達氏名欄ニ其ノ配達略號及配達先指定

六七

先ヲ朱書（『配達先』ト冠記）スヘシ  
 前項ノ場合ニ於テノ其配達先他局所ノ受持區域ナルトキハ郵便ヲ以テ之ヲ送附スヘシ但シノ配達先電報ノ宛所ト同一市内  
 ニシテ他局所ノ直配達區域ナルトキハ第二百九十二條第二項ニ準シ處理スヘシ  
 ○第二百九十二條第二項ハ着局改正

## 第十章 局 渡

第六十五條 著信電信官署ニ於テ電報ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル請求書ヲ著  
 信電信官署ニ差出シ局渡證票ノ交付ヲ受クルコトヲ得

- 一、請求者ノ居所氏名及略號ノ登記ヲ受ケタル者ハ其ノ略號
- 二、局渡證票所要箇數
- 三、削除
- 四、開始年月日

第六十六條 削除

第六十七條 局渡ノ請求ヲ爲ス者ハ請求ノ際局渡證票料トシテ局渡證票一箇毎ニ二十錢ヲ納付スヘ  
 シ局渡證票ノ交付ヲ受ケタル後其ノ増證票ヲ請求セムトスルトキ又ハ局渡證票ヲ亡失シ更ニ局  
 渡證票ノ交付ヲ請求セムトスルトキ亦同シ

第六十八條 局渡證票所持者信電信官署ニ於テ電報ノ交付ヲ受クルトキハ其ノ都度局渡證票ヲ提示  
 スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ局渡證票所持者ヲ受信人ト看做シ之ニ電報ヲ交付ス

第六十九條 局渡ノ請求ヲ爲シタル者ニ宛テタル電報ト雖著信ノ際局渡證票所持者著信電信官署ニ在  
 ラサルトキハ之ヲ配達ス

第七十條 局渡證票ヲ亡失シキルトキハ直ニ其ノ旨著信電信官署ニ届出ツヘシ

亡失シタル局渡證票ハ前項ノ届出ヲ受ケタル時ヨリ其ノ効力ヲ失フ

局渡證票ヲ亡失シタル者ハ更ニ局渡證票ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第七十一條 局渡ノ請求ヲ爲シタル者之ヲ罷メムトスルトキハ其ノ著信電信官署ニ届出ツヘシ

局渡證票不用トナリタルトキハ著信電信官署ニ之ヲ返付スヘシ

第七十二條 外國電報規則ニヨリ交付ヲ受ケタル局渡證票ハ之ヲ本令ニ依リ交付ヲ受ケタルモノト  
 看做ス此ノ場合ニ於テハ第六十七條ニ規定スル料金ハ之ヲ課セス

## 第十一章 尋問、改正及停止

第七十三條 發信人其ノ差出シタル電報ニ關シ尋問、改正又ハ停止ヲ要スルトキハ之ヲ發信電信官

署ニ請求スルコトヲ得其ノ請求期間ハ發信ノ日ヨリ三日トス但シ配達日時指定電報ニ關スル改正ニ付テハ第十七條ノ二ニ規定スル差出時間内ニ限ル

受信人其ノ受取リタル電報ニ關シ尋問ヲ要スルトキハ之ヲ著信電信官署ニ請求スルコトヲ得其ノ請求期間ハ著信ノ日ヨリ三日トス

既ニ差出シタル電報ニ關シ其ノ發信人ヨリ追尾ノ指定押入及第二以下ノ居所追加ヲ請求セル場合ノ如キハ之ニ應シ差支ナシ(指令回答明治三七、一、一六)

受信シタル電報ニ關シ事故アリト認メ送信局ニ尋問中ナルモ校正遅延ノアルヲ以テ相當局内心得ヲ添付傳送シ一旦配達シタル電報ニ關シテハ校正ヲ要スルト否トニ拘ラス其ノ事故ニ關シ一應受信人ニ通報ヲ要ス又該電報ニ對シ尋問ヲ請求スルモノアルトキハ其ノ請求時間ハ最初電報配達ノ時ヲ以テセス前記通知時ヨリ起算スルモノトス(指令回答明治三二、八、一〇)

第七十四條 發信人其ノ差出シタル電報ニ關シ尋問ヲ請求スルトキハ尋問ニ要スル料金ヲ納付シ其ノ回答到着シタルトキ之ニ要シタル電報ノ料金ヲ納付スヘシ

第七十五條 發信人其ノ差出シタル電報ノ改正又ハ停止ヲ請求スルトキハ之ニ要スル電報ノ料金ヲ納付スヘシ若其ノ改正又ハ停止ノ濟否ニ付回答ヲ望ムトキハ請求ノ際其ノ旨ヲ告ケ回答到着シタルトキ之ニ要シタル電報ノ料金ヲ納付スヘシ

受信人又ハ著信地ヲ變更スル改正ノ請求ハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第七十五條ノ二 同文電報及配達日時指定電報ノ本文ノ改正ヲ請求スルトキハ前條ニ規定スル料金ノ外原信ヲ除キタル各數ニ付改正料トシテ一通毎ニ五錢ヲ納付スヘシ

第七十六條 改正電報原電報配達後著信電信官署ニ到着シタルトキハ其ノ旨ヲ受信人ニ通知ス

第七十七條 削除  
第七十八條 受信人ニ於テ其ノ受取リタル電報ニ關シ尋問ヲ請求スルトキハ尋問及回答ニ要シタル電報ノ料金ヲ回答到着シタルトキ納付スヘシ但シ電信官署ノ過失ニ因リ尋問ヲ爲スニ至リタル場合ハ此ノ限ニアラス

尋問電報料金還付ニ關スル件電務局ヨリ遞信局、通信官署へ通牒要領(昭和三、一、二、二〇) 電業第三四五四號

發信局所名ニ誤謬アリタル爲賴信紙餘白ニ記載シタル發信人居所氏各ヲ尋問スルニ至リタル場合ニ於ケル尋問及回答ニ要シタル電報料金ハ電報規則第七十八條書ニヨリ還付スヘキ義ト了知相成度

第七十九條 尋問、改正又ハ停止ノ請求ニ關シ回答アリタル事項ハ電報配達ノ例ニ依リ之ヲ發信人又ハ受信人ニ通知ス

第八十條 本章ノ規定ニ依リ發受スル電報ニハ原電報ノ種別ニ依リ之ニ相當スル料金ヲ課ス但シ新聞電報ナルトキハ一般私報ノ料金ヲ課ス

尋問改正及停止

七一

### 第十二章 電報取扱規定拔萃

第一條 電報ノ取扱ニ關シ本規程ニ明文ナキ事項ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本規程ノ精神ニ從ヒ之ヲ處理スヘシ

第四條 電報ニ關シ取扱上知得シタル事項ハ祕密ヲ嚴守シ特ニ規定シタル場合ヲ除クノ外發信人又ハ受信人ノ居所氏名ト雖之ヲ他人ニ漏告スヘカラス

〔註〕 電信法第三十一條

電信官署又ハ電話官署ノ取扱中ニ係ル通信ノ祕密ヲ侵シタルモノハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス  
電信又ハ電話ノ事務ニ從事スルモノ前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
本條ノ罪ハ告訴ヲ待チ之ト論ス

第六條 本規程中左ノ用語ハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外各下記ノ意義ヲ有ス

用語 意義

- 一、額 表 著信局所名、種類、字(語)數、發信局所名、發信番號、受付日時刻
- 二、名 宛、 受信人ノ居所氏名
- 三、宛 所 受信人ノ居所
- 四、局 電信事務ヲ取扱フ郵便局、電信局

五、電信局所 又ハ局所 電信事務ヲ取扱フ郵便局  
電信局、電信取扱所

六、局所長 電信事務ヲ取扱フ郵便局若ハ電信局ノ長又ハ電信取扱所ノ主任者

七、緊急軍事官報 動員令電報、充員令電報、軍機電報

八、非常電報 天災事變等ニ際シ電信電話ノ連絡杜絶セムトスルトキ其ノ報告ヲ爲ス局報

九、人命保命電報 鐵道軌道艦船空機及公共ノ用ニ供スル交通機關ノ遭難又ハ天災事變等ニ際シ人命ノ救助ニ關スル電報

十、飛行電報 航空機ノ發着、飛行ニ關スル事故又ハ氣象ヲ報スル電報

十一、市内電報 發信局所ト同一市町村内ニ在ル者ニ宛テタル電報

十二、近接地電報 市内電報、凡四十キロメートル以上ノ地域内ニ在ル局所間ニ發着スル電報

十三、規 則 電報規則

十四、認可規則 新聞電報認可規則

十五、處理規定 電報書類處理規程

十六、發信證票 新聞電報發信證票

十七、受信證票 新聞電報受信證票

十八、發信券 後納發信券

十九、發信券綴 後納發信券綴

第七條 人命保全電報ハ最近順位ヲ以テ之ヲ送達スヘシ

前項ノ電報ハ時間外ノ取扱ヲ爲ササル局所ニ於テモ出來得ル限リ臨機之カ取扱ヲ爲スヘシ人

命保全電報ニハ左ノ局内心得ヲ添付スヘシ「シンメイ」

第八條 飛行電報及近接地電報ハ規則第五條ニ掲クル種別ニ從ヒ先順位ヲ以テ之ヲ送達スヘシ

前項ノ電報ニハ左ノ局内心得ヲ添付スヘシ但シ發信局所ニ於テ直通回線ニ依リ着信局所ニ送達スル電報ニ付テハ之カ添付ヲ省略スルコトヲ得

「ヒコウ」(飛行電報ニ用ウ)

「キン」(近接地電報ニ用ウ)

第十二條 電報原書ハ其ノ取扱ノ翌日局所長ニ於テ料金過不足現金收納ノモノニ付テハノモノ、無効ノ郵關係書類ト對照スヘシ

便切手若ハ收入印紙類ヲ貼付消印セルモノ其ノ他反則又ハ粗漏ノ取扱ナキヤヲ査閱スヘシ

前項ノ査閱ヲ爲シタルトキハ電報原書綴ノ表紙又ハ附箋ニ「局長閱了」ト記載シ局所長認印スヘシ

第十四條 電報ノ受付時刻、送信時刻及受信時刻ハ左ノ例ニ之ヲ記載スヘシ

時刻	記載例
午前零時一分	和文電報 歐文電報 セ〇時一分 12 1M

午前八時十八分	セ八時十八分	8 18M
午前十二時	セ一二時〇分	12 05
午後〇時一分	コ〇時一分	12 15
午後二時十七分	コ二時一七分	2 17S
午後十二時	コ一二時〇分	12 05

第十四條ノ二 和文電報ニシテ額表中ニ受付日ノ記載ヲ要スルモノナルトキハ受付時刻欄ノ右傍ニ之ヲ記載スヘシ

第十五條 本規定ニ依リ常務者名ノ記載又ハ認印ヲ要スル場合ニ於テハ局所長ノ定ムル所ニ依リ其ノ氏名ヲ證明シ得ヘキ便宜ノ方法ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十六條 本規定ニ依リ發信人又ハ受信人ニ通知ヲ要スル事項ハ特定ムル場合ヲ除クノ外電報直配達區域内ニ在リテハ電報配達ノ例ニ依リ其ノ他ハ郵便ヲ以テ通知スヘシ

第十七條 本規定ニ依リ内國郵便ヲ以テ發送スヘキモノハ其ノ表面ニ「通信事務」ト記載シ無料郵便物ト爲スヘシ

第十八條 電報ヲ電信局所同郵便ヲ以テ送付スル場合ハ書留通常郵便ヲ以テスヘシ但シ速達郵便施行地區域ニ在リテハ速達書留通常郵便ヲ以テスヘシ

第二十條 (受付)

電報ヲ交付ルトキハ左ノ事項ヲ調査シ其ノ正シキコトヲ認メタル上領諾ノ旨ヲ告クヘシ

電報取扱規定抜萃

電報取扱規定抜萃

- 一、記載方規定ニ違フコトナキヤ
- 二、書體不明瞭ニシテ誤讀ノ虞ナキヤ
- 三、種類適當ナルヤ
- 四、指定ノ記載正シキヤ及指定ヲ要スルモノニシテ之ヲ闕クコトナキヤ
- 五、別使配達又ハ舛船配達ヲ要スルモノニ非サルヤ
- 六、本文中ニ記載スヘキ發信人名等ヲ宛中ニ記載スルコトナキヤ其ノ他料金減脫ノ疑アルモノナキヤ
- 七、電話局送、略號登記、局渡及郵便私書函ニ依リ名宛ヲ記載シタル電報ニ付テハ電信、電話又ハ郵便局所名(他ニ同一又ハ類似ノモノアルトキハ局所名ノ外其ノ所在地名)ノ記載アリヤ
- 八、頼信紙餘白ニ發信人居所氏名ノ記載アリヤ又ハ其ノ居所氏名ノ記載ナキモ差支ナキヤ
- 九、頼信紙ニ貼附ノ郵便切手ハ無効ノモノニ非サルヤ及料金額ニ相當スルヤ
- 第二十六條 第二十条ニ依リ受付ケタル電報ハ直ニ日附印ヲ以テ貼附郵便切手ヲ消印シ左ノ事項ヲ記載シタル上郵便切手欄餘白ニ受付當務者認印スヘシ但シ料金別納電報及同一通信路ニ依リ同一ノ局所ニ送信スヘキ電報(同文電報ヲ除ク)ニシテ本文ヲ同シクスルモノニ通以上アルトキハ第二以下ノ電報ノ本文ヲ省略シテ送信ヲナシ得ル之等ノ電報ニ付テハ其ノ第二以下ノ各通ニ受付發務者ノ認印ヲ省略スルコトヲ得

和文電報

- 一、著信局所名
- 二、種類(通常私報ニ付テハ之ヲ省略スヘシ)
- 三、字数
- 四、發信局所名(氣送管ニ依リ送信スヘキ場合ニ限ル)
- 五、發信番號
- 六、受付時刻
- 七、局内心得

歐文電報

- 一、著信局所名
- 二、種類(通常私報ニ付テハ之ヲ省略スヘシ)
- 三、發信局所名
- 四、發信番號
- 五、語數(課金語數ト實語數ト差異アルトキハ課金語數ヲ記載シ次ニ斜線ヲ引キ實語數ヲ記載スヘシ)
- 六、受付時刻
- 七、局内心得

第二十七條 著信局所ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ定ムヘシ

- 一、別ニ定ムル通信區劃便覽、大都市電信區劃便覽、電報配達特別受持地名表又ハ新聞電報受信人名表等ニ依リ著信局所明カナルモノハ其ノ局所
- 二、託送發受所名ニ依リ名宛ヲ電話番號ヲ以テ記載シタルモノハ所屬電話局所在地ノ託送電報發受電信局所、電話送達又ハ託送ヲ爲ス電信局所名ヲ以テ記載シタルモノハ當該電信局所、略號ヲ以テ記載シタルモノハ略號登記電信局所、局渡證票番號ヲ以テ記載シタルモノハ局渡證票交付電信局所、郵便私書函番號ヲ以テ記載シタルモノハ當該私書函設置郵便局所ノ配達受持局所
- 三、託送電報ノ發信所ニ送達スヘキモノハ其ノ發受所
- 三ノ二、電話送達電報ヘ名宛ヲ以テ記載シタルモノヲ除クハ著信地ノ託送電報發受電信局所若其ノ他二以上ノ託送電報發受電信局所アルトキハ其ノ電報ノ宛所ヲ受持ツ託送電報發受電信局所
- 四、前各號ニ依ルモ著信局所明カナラサル場合ニ於テ發信人ニ尋問スルカ又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ著信局所明カナルモノハ其ノ局所
- 五、同一市町村ニ著スル同文電報ニシテ其ノ各通ノ著信局所同一ナラサル場合及同一市町村内ニ二以上ノ配達受持局所在地ニ著スル電報ニシテ其ノ著信局所明ナラサル場合ハ別ニ告示スル分配局著ハ其ノ地ニ分配局ナキトキハ其ノ地ノ受持區域大ナリト認ムル局所
- 六、前各號ニ依ルモ尙著信局所不明ナルトキハ前各號ノ分配局

電報取扱規定抜萃

電報取扱規定抜萃

配達日時指定電報ニシテ同一市内ニ二以上ノ配達受持局在ル場合ハ自局所限リ發著スルモノヲ除キ前項ニ拘ラス別ニ告示スル配達日時指定電報集中局ヲ發信局所ニ指定スヘシ

第二十八條 著信局所名ヲ記載スル場合ニ於テ同一名稱ノ電信局所二以上アルトキ又ハ同一ナラサルモ他ニ類似ノ名稱アルトキ若ハ名稱ヲ省略スル要アルトキハ別ニ定ムル傳送上ノ特別名稱ヲ用キ之ヲ記載スヘシ

發信局所名ヲ記載スル場合亦前項ノ例ニ依ルヘシ

第二十九條 電報ノ種類ハ左ノ略號ヲ以テ之ヲ記載スヘシ

新聞電報又ハ後納新聞電報ヲ至急トナシタル場合ニ於テハ新聞電報又ハ後納新聞電報ノ略號ノ次ニ至急私報ノ略號ヲ記載スヘシ

	和文略號	歐文略號
官報	リ	G T
至急官報	イ	A G
局報	ム	T S
至急局報	イ	A S
課金局報	ニ	C S
至急課金局報	イ	A C
爲替局報	ワ	A C
至急爲替局報	イ	A C
氣象局報	ヨ	F
障礙局報	チ	N
至急私報	ウ	N W R
新聞電報	ツ	N D T
豫備新聞電報	ラ	M
後納新聞電報	ナ	M

照校電報 ム ニ

前項ノ場合ニ於テ照校電報ノ略號ト其ノ他ノモノヲ併記スルトキハ照校電報ノ略號ハ其ノ他ノモノノ次ニ之ヲ記載スヘシ

第三十條 發信番號ハ一、二等郵便、電信局ニ在リテハ發信番號表其ノ他ノ局所ニ在リテハ件名表(局報ニハ件名表ニ代ヘテ發信番號表ヲ使用スヘシ)ニ依リ順次記載シ發信番號表又ハ件名表中相當番號ノ左傍ニ斜線ヲ引クヘシ但シ自働番號器ニ依リ發信番號ヲ記載スル局所又ハ電報少數ニシテ發信原書ニ依リ順次發信番號ヲ記載シ得ル局所ニ在リテハ發信番號表ノ使用ヲ省略スルコトヲ得

發信番號ハ同文ト雖一通ト爲サス各別ニ之ヲ記載スヘシ

發信番號ハ處理規程第五條ニ依ル原書ノ調綴區別ニ從ヒ毎日之ヲ更新スヘシ但シ同一種類ノモノ毎日凡十通以下ノ局所ニ在リテハ一句毎ニ之ヲ更新スヘシ

○第五條 電報原書ハ左ノ種類毎ニ各別ニ之ヲ調綴スヘシ

一、内國電報(日滿電報ヲ含ム以下同シ)

- 和文
  - 發信
    - 公衆報
    - 局報
    - 爲替局報
  - 著信
    - 公衆報
    - 局報(爲替局報ヲ含ム)
    - 中繼信(公衆報其ノ他ノ區別ヲ要セス以下同シ)
- 歐文
  - 發信
    - 公衆報

電報取扱規定抜萃

電報取扱規定抜萃

局報

著信

發信ニ同シ

中繼信

二、外國電報（國際放送無線電報ヲ含ム）

發信

公衆報

課金事務報

事務報（本局報ヲ含ム）

著信

發信ニ同シ

船舶ニ發著スル外國無線電報（公衆報ニ限ル）

中繼信（無線電報ヲ含ム）

發信公衆報原書中電線託送ノ取扱ヲ爲シタルモノハ一般ノモノト區別シテ別ニ之ヲ調綴スヘシ但シ取扱少數ノ局所ニ於テハ別ニ之ヲ取纏メ一般ノモノノ末尾ニ附綴スルコトヲ得

第三十條 和文電報ニ付テハ十五字（新聞電報ハ五十字）以内ノモノヲ一信トシ五字（新聞電報ハ五十字）以内ヲ加フル毎ニ一信ヲ増シ歐文電報ニ付テハ實語數ニ依ラス課金語數ニ依リ計算シ件名表ニ之ヲ記載スヘシ

第三十九條 送信済ノ發信原書ハ發信番號ノ順序ニ依リ之ヲ整理ヲ毎日通信終了後其ノ總通數ト發信番號表（又ハ件名表）ノ總通數トヲ對照シ相違ナキヲ調査スヘシ

第四十條 電報ノ受取證書ヲ請求ヲ受ケタルトキハ電報受取證書ヲ調製シ之ヲ交付スヘシ

前項ノ電報ニハ郵便切手欄餘白ニ『受取』ト記載スヘシ

一旦電報ノ受付ヲ了シタル後受取證書ノ請求ヲ受ケタルトキハ又ハ再度交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ前二項ニ依ルノ外

（再度ノ交付ノ場合ハ受取ノ文字ニ代ヘ再度ト記載スヘシ）件名表ニ其ノ事由及料金額ヲ記載スヘシ

第四十一條 料金別納電報、同文電報及配達日時指定電報ノ受取證書ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ調製スヘシ

一、一括電報ノ合計料金額ヲ記載シタル受取證書ノ請求ヲ受ケタルトキハ金額欄ニ電報料金合計額ヲ、又受信人欄ニ『何某宛外何通』ト記載スヘシ

二、一括電報ノ各通ニ付キ受取證書ノ請求ヲ受ケタルトキハ金額欄證各當該電報ノ料金額ヲ記載スヘシ

通信

第十七條 同一順位ノ電報ハ交番ニ之ヲ送受スヘシ但シ電報多數ナルトキハ其ノ回線ニ接続スル他局所ノ電報ヲ運遠セシメサル限リ送受兩局所協議ノ上一連送二十分ヲ超エサル範圍内ニ於テ通數又ハ時分ヲ定メ交互ニ連送スルコトヲ得

第二百二十二條 電報ハ左ノ順序ニ依リ之ヲ送信スヘシ

和文電報

一、通過番號

二、著信局所名（著信局所ニ送信スルトキハ送信ヲ要セス）

三、種類（其ノ記載ナキモノハ送信ヲ要セス）

四、字數

五、發信局所名（其ノ記載ナキモノト雖送信スヘシ）

六、發信番號

七、受付日（當日受付ノモノハ送信ヲ要セス）時刻

八、名宛

九指定

十、局内心得

十一、本文

歐文電報

一、通過番號

電報取扱規定抜萃

電報取扱規定抜萃

- 二、著信局所名(著信局所ニ送信スルトキハ送信ヲ要セス)
  - 三、種類(其ノ記載ナキモノハ送信ヲ要セス)
  - 四、發信局所名
  - 五、發信番號
  - 六、語數
  - 七、受付月日(當日受付ノモノハ送信ヲ要セス)時刻
  - 八、局内心得
  - 九、指定
  - 十、名宛
  - 十一、本文
- 第三百三十六條 受信シタル電報ノ現字(語數ト額表ニ示シタル字(語)數ト相違スルトキハ受信當務者ヨリ其ノ旨ヲ通報シ送信當務者ニ於テ額表ノ字(語)數ニ誤アルコトヲ確認シタルトキハ之ヲ訂正ノ然ラサルトキハ之ヲ檢査當務者ニ送付スヘシ)
- 電報ノ字(語)數中誤脱等アリト認ムルトキハ之ヲ照査スル爲和文電報ニ在リテハ每十字目、每三十字目又ハ每六十字目歐文電報ニ在リテハ各語ノ首字又ハ每十語目ヲ再送シ其ノ誤謬ヲ校正スヘシ
- 第三百三十七條 電報ヲ受信シタルトキハ左ノ事項等ヲ審査シ其ノ正シキコトヲ認メタル上相當欄ニ其ノ時刻及當務者名ヲ記載スヘシ
- 一、著信局所名ニ不審ノ點ナキヤ
  - 二、種類ト指定ト不適合ノ點ナキヤ
  - 三、發信局所名ニ不審ノ點ナキヤ
  - 四、受付日ノ記載ヲ要スルモノニシテ之カ送信ヲ洩ササルヤ
  - 五、受付時刻ニ不寫ノ點ナキヤ
  - 六、名宛ニ通解シ難キモノナキヤ

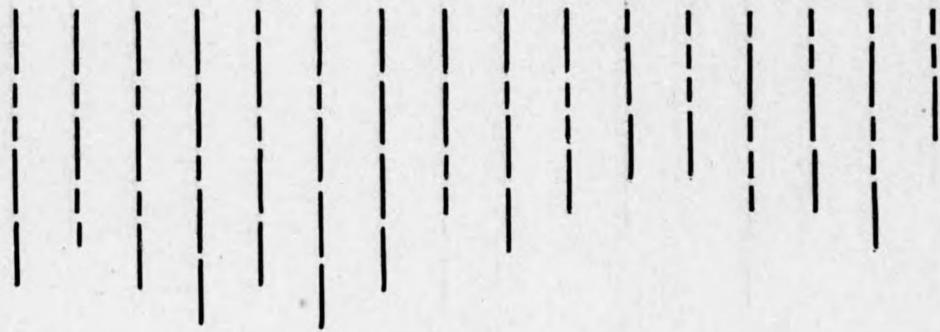
第四百十條 通信上ニ用ウル字號左ノ如シ

一、和文電報ニ用ウヘキモノ

イ  
ロ  
ハ  
ニ  
ホ  
へ  
ト

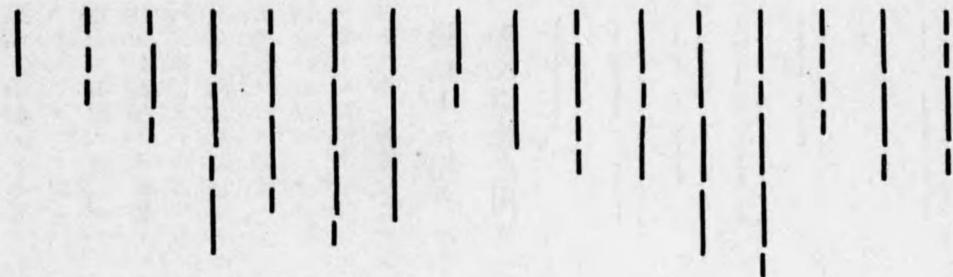
電報取扱規定抜萃

電報取扱規定抜萃



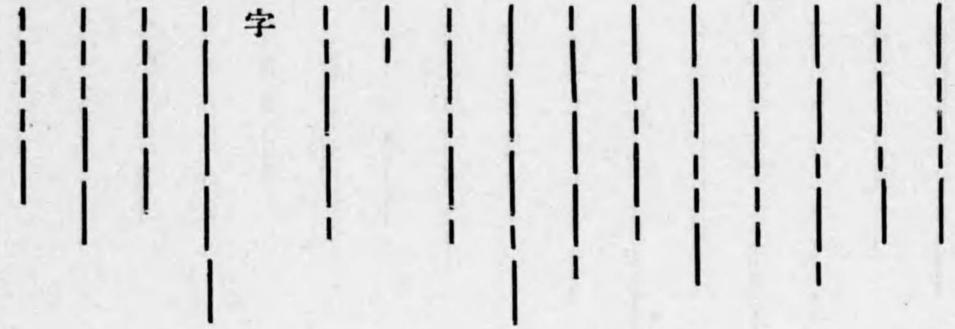
ウ キ サ ア テ エ コ フ ケ マ ヤ ク オ ノ キ ウ

電報取扱規定抜萃



ム ラ ナ ネ ツ ソ レ タ ヨ カ ワ ヲ ル ヌ リ チ

數字

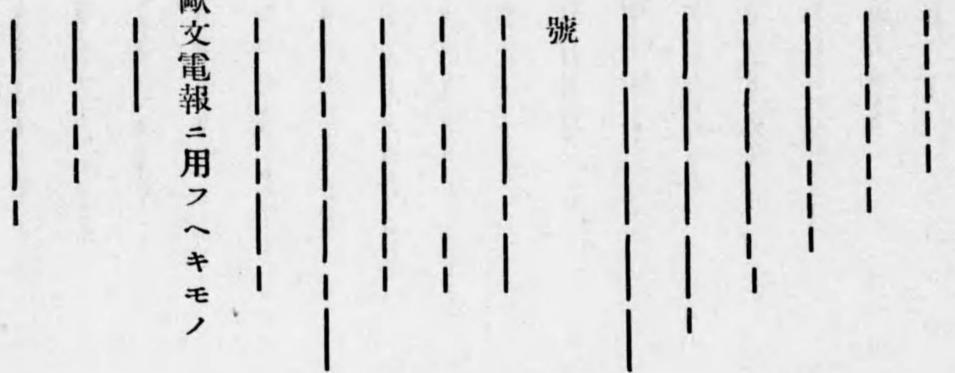


四 三 二 一

○ ミ ン ス セ モ ヒ エ シ キ メ

濁點  
半濁點

記號



○ 九 八 七 六 五

丨 長音

、 區切點

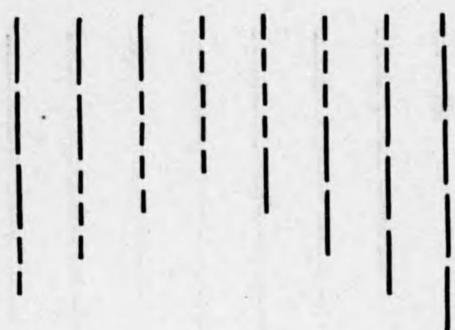
┌ 段落

〰 括弧

二 歐文電報ニ用フヘキモノ

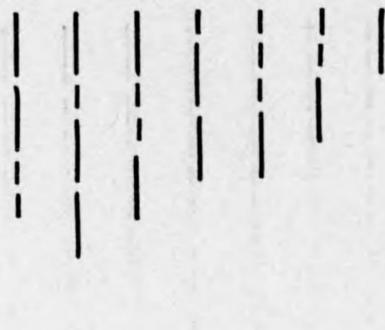
C B A

電報取扱規程拔萃



8 7 6 5 4 3 2 1

數字



Z Y X W V U T

電報取扱規定拔萃



S R Q P O N M L K J I H G F E D

記號

—	9
—	0
—	終點
—	讀點
—	括弧
—	斜線

三符號

—	(M)	着信 (歐文電報ニハ———ヲ附加スヘシ)
—	(X)	中繼信 (歐文電報ニハ———ヲ附加スヘシ)
—	(DD)	和文電報指定
—	(DU)	局内心得
—	(DQ)	和文電報本文
—	(BT)	歐文電報指定、同名宛及本文
—	(VE)	和文電報誤謬訂正 <small>鑽孔ノ場合ヲ除ク</small> 及同終信
—	(HH)	歐文電報誤謬訂正及和文電報鑽孔ノ場合ニ於ケ

—	(AR)	歐文電報終信
—	(FAKE)	可受
—	(G)	可送
—	(MIQ)	可待
—	(OK)	承諾
—	(UD)	問符
—	(ES)	肯定
—	(NO)	否定
—	(DU)	通信中止
—	(ERE)	應答
—	(VB)	同時喚呼
—	(KB)	尋問
—	(GW)	可止
—	(TC)	反復
—	(W)	字(語)數

ル誤謬訂正

-----	(NR)	發信番號
-----	(U)	和文電報受付日
-----	(RT)	受信證
-----	(TKS)	通信終了ノ挨拶

◇通信用使用スヘキ略號ニ關スル件

電報送受上必要ナル符號ニ付テハ電報取扱規定及無線電報取扱規程等ニ於テ規定ノ次第モ候處右ノ外尙慣用セラルル略號少ナシトセス之等ハ實際ノ必要ニ基キ一船ニ慣用スルニ至リタルモノト思料セラルルモ新規採用名ニ於テ之カ意義ヲ辨ヘサル者アリ又使用方不統一ナル爲行違ヲ釀スコトアルヲ以テ自分特ニ定ムルモノヲ除クノ外左ニ掲クル處ニ依ルヘキコトニ決定致候條了知相成度

略號	意義
ツ	通過番號
ガク	額表
チャク	著信局所名
ルイ	種類

ハツ	發信局所名
トキ	受付時刻
カンジ	電信局所名冠字
ウヘ	名宛
グンナ	名宛中ノ郡名
マチナ	名宛中ノ町名 <small>村名、字名等之ニ準ス</small>
テウメ	名宛中ノ丁目
パンチ	名宛中ノ番地
カタナ	名宛中ノ肩書人名
ウヘナ	受信人名
ダツ	遣局通過番號何「通過番號」脱號アリ
イムメ	字(語)數ヲ照合セントス、本文每十字(語)目ヲ送ラレタシ <small>單ニ本文十字、語目ヲ尋問スル場合ハ「一〇メ」ヲ用ウ</small>
クムメ	字數ヲ照合セントス、本文每三十字目ヲ送ラレタシ
六ムメ	字數ヲ照合セントス、本文六十字目ヲ送ラレタシ

カシラ	語數ヲ照合セントス、課金指定以下每語ノ頭字ヲ送ラレタシ
ラスト	本文終リノ少シ送ラレタシ
一七メ	本文十七字目ヲ送ラレタシ <small>特ニ一字ヲ指定シテ尋問スルトキニ用ウ、其ノ他之ニ準ス</small>
<b>MK</b>	『何』ト訂正セラレタシ <small>冒頭ニ送り次ニ訂正事項ヲ送テ出スルコト</small>
イヤ(AW)	何處ヨリ送信スヘキヤ
サ	始ヨリ更ニ送信セラレタシ
ス	『何』以下少シク反復送信セラレタシ
TO	一括信終了 <small>同文電報略送電報又ハ配達日時指定電報等ノ一括ヲ送信シタルトキ終信ノ符號ニ引續キ送ルモノトス</small>
イクラ	貴方ニ未送信電報何通アリヤ
ナネ(BQ)	『何 <small>發信局所名</small> 何 <small>番號</small> 』ノ原書ヲ機上ニ提出セラレタシ
ハネ(BQ)	(ナネ)ノ答、要求ノ原書提出アリ
KEEP	暫時機上ニ留保セラレタシ
ケ	取消サレタシ
コ	當局着信 <small>又ハ中繼信</small> ニアラス
M	當局通信中ナリ

タイム	當方割當時間來レリ <small>時間通信施行回線ニ於テ用ウ</small>
カ	當方受信紙缺乏ス、暫時待タレタシ
エ	當方鉛筆缺乏ス、暫時待タレタシ
ヤウ WU	貴局ハ何局 <small>又ハ何某</small> ナリヤ
キ	貴局
ト	當局
カカリ	擔當者
トケイハ	貴局時計ハ何時何分ナリヤ
テンキハ	貴地ノ天氣ハ如何ナリヤ
テイデン	電燈消ユ、暫時待タレタシ
メケル	送信字號ノ短點脱落氣味アリ <small>印刷通信ノ場合ハ到着『インパルス』脱落氣味ナリ</small>

### 使用心得

一、本表ハ電報取扱規程第四百十條及無線電報取扱規定第四十五條、第四十六條ニ定ムル略符號ノ使用ヲ補充スルモノナルモ凡有場合ニ就キ網羅シタルモノニ非サルヲ以テ本表ニ定メタ

ルモノノ外他ニ慣用セララルル略符號アラハ適宜使用スルモ差支ナキモノトス

二、二以上ノ略號又ハ符號ノ組合セニ依リ意ヲ通シ得ル場合ハ左ノ例ニ依リ使用スルモノトス

(例)

略號又ハ符號

意義

ツ NO

通過番號ノ順序相違ス

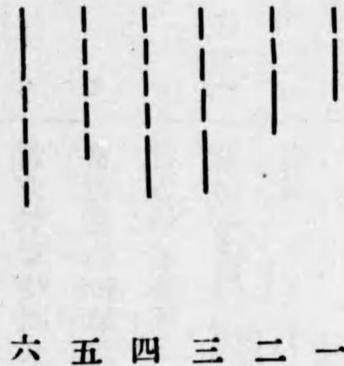
W NO

字(語)數相違ス

ウヘス

名宛以下少シク反復送信セラレタシ

○第四百十一條 和文電報ノ受付時刻、歐文電報ノ額表及電報ノ受信證ニ用ウル數字ハ字數ニ依ルヘシ



七  
八  
九  
○

第四百十二條 通信上ニ用ウル字號ノ長短及間隔左ノ如シ但シ區切點又ハ終點ノ字號中其ノ第二ト第

三及第四ト第五トノ各點間ハ二短點(鑽孔ノ場合ハ三短點)ニ等シ

一、長點ノ長サハ三短點ニ等シ

二、一字ヲ作ル各點ノ間隔ハ一短點ニ等シ

三、二字ノ間隔ハ三短點ニ等シ

四、二語ノ間隔ハ五短點ニ等シ

第四百十五條 通過番號ナキ電報ノ受信證ヲ送ルトキハ之ニ引續キ該電報ノ發信番號ヲ送ルヘシ

前項ノ場合ニ於テ同文電報ナルトキハ左ノ例ニ依リ受信證ニ引續キ原信ノ發信番號及「ムヨ」ヲ冠シタル一括通數ヲ示ス數字ヲ送ルヘシ但シ第百八十四條ノ二(五十通ヲ超ユル同文電報ハ五十通ニ分括シ各分括毎ニ之ヲ送信ス)又ハ第百四十一條(同文電報中他局所ノ着信トナルヘキモノハ著信局所名ヲ改正シテ分送ス)ニ依リ分送ヲ受ケタルモノナルトキハ左ノ例ニ依リ受信證ニ引續キ第一電報ノ發信番號及「タヒ」(第百八十四條ノ二ニ依ル場合)又ハ「ムヒ」第

二百四十一條)ヲ冠シタル分送通數ヲ示ス數字ヲ送ルヘシ

RP 三三一一ムヨ四

RP 三三一一タヒ五〇

RP 三三一一マヨ三

第一項ノ場合ニ於テ受信シタル電報カ第八十六條(同一通號路ニ依リ同一局所ニ送信スヘキ電報(同文ヲ除ク)ニシテ本文同一ナルモノニ通以上アルトキハ第二以下ノ電報ノ本文ヲ省略シテ送信スルコトヲ得)ニ依リ略送セラレタルモノナルトキハ左ノ例ニ依リ受信證ニ引續キ第一電報ノ發信番號及「ムク」ヲ冠シタル一括通數ヲ示ス數字ヲ送ルヘシ

RP 三三一一ムク四

第五十八條 和文電報ヲ送信スルトキハ第二百二十二條(電報送信順序ヲ定ム)ニ依ル送信順序中種類ノ前(種類ノ記載ナキモノハ字數ノ前)ノ受付時刻ノ分ノ前、名宛ノ前發信局所名ヲ省略スル場合ハ發信番號ノ前ニ各區切點ヲ送ルヘシ

第二百五十九條 長文ノ和文電報ヲ送信スルトキハ本文毎六十披目ノ次ニ「問符」ノ符號ヲ送り(六十字目ノ文字カ濁點カ半濁點ヲ附シタルモノナルトキハ其ノ濁點又ハ半濁點ヲモ送りタル後ノ符號ヲ送り更ニ其ノ濁點又ハ半濁點ヲ再送シ)次ニ僅少シ間隔ヲ置キ引續キ殘ノ部分ヲ送信スヘシ此ノ場合ニ於テ受信當務者字數ニ相違アリト認ムルトキハ直ニ其ノ送信ヲ遮止シテ第三百三十

六條第二項(電報ノ字(語數)中誤脱等アリト認ムルトキハ之ヲ照査スル爲和文電報ニ在リテハ每十字目、每三十字目又ハ每六十字目毆文電報ニ在リテハ各語ノ首字又ハ每十語目ヲ再送シ其ノ誤謬ヲ校正スヘシ)ノ例ニ依リ照査スヘシ

### 尋問、改正及停止

第三百六十六條 受信人ヨリ其ノ受取リタル電報ニ關シ尋問ノ請求ヲ受ケタルトキハ左ノ事項ノ尋問

ニ限リ之ニ應スヘシ

- 一、名宛
- 二、指定
- 三、本文
- 四、賴信紙餘白ニ記載シタル發信人居所氏名

第三百六十七條 尋問、改正又ハ停止ニ關スル電報ニ付至急、照校又ハ時間外ノ取扱ノ請求ヲ受ケタルトキハ相當ノ指定ヲ爲シ尙其ノ返電報ニ付至急、照校又ハ時間外ノ取扱請求ヲ受ケタルトキハ相當ノ指定ヲ本文末尾ニ記載(括弧ヲ以テ圍ムヘシ)シ之ニ對スル料金ハ第三百七十一條第三項、第三百七十四條第一項、第三百七十五條又ハ第三百七十六條ノ區別ニ依リ相當處理スヘシ  
前項ノ返信電報ヲ發送スルトキハ之ニ相當ノ指定ヲ爲スヘシ

第三百七十一條 受信人ヨリ其ノ受取リタル電報ニ關シ尋問ノ請求ヲ受ケタルトキハ送達紙ヲ差出サシメタル上尋問電報ヲ發送スヘシ

返信電報到着シタルトキハ原信ト照合シ若原信ニ誤謬アルトキハ著信原書及返送達紙ニ訂正ヲ加ヘタル上又原信ニ誤謬ナキトキハ其ノ旨送達紙ニ附箋シタル上送達紙ハ之ヲ請求者ニ返付スヘシ但シ名宛ノ尋問ニ對スル返信電報カ原信ト相違スルモ其ノ相違カ電信局所ニ於テ省略シタルモノト認メ得ルモノナルトキハ誤謬ナキモノトシテ之ヲ處理スヘシ

前項ノ場合ニ於テ原信ニ誤謬ナキトキハ尋問電報及返信電報ニ要シタル料金ヲ納付セシメ尋問電報ノ料金ニ相當スル郵便切手ハ發信原書ニ、返信電報ノ料金ニ相當スル郵便切手ハ著信原書餘白ニ之ヲ貼付消印スヘシ若原信ニ誤謬アリタルトキハ各原書餘白ニ「無料」ト朱書スヘシ發信局所名ニ誤謬アリタル爲賴信紙ノ餘白ニ記載シタル發信人居所氏名ヲ尋問スルニ至リタル場合亦同シ

第三百七十五條 發信人ヨリ其ノ差出シタル電報ノ改正ノ請求ヲ受ケタルトキハ左ノ各號ニ依リ之ヲ處理スヘシ

一、改正電報ニハ其ノ改正スヘキ誤謬ヲ段落ニテ區別記載シ之カ料金ヲ收納シ郵便切手ハ其ノ電報ニ之ヲ貼付消印スヘシ若其ノ回答ヲ請求スルモノナルトキハ改正電報ニ其ノ旨記載スヘシ

二、前號ニ依ル返信電報到達シタルトキハ之ニ要シタル料金ヲ納付セシメ郵便切手ハ著信原書餘白ニ之ヲ貼附印スヘシ

三、指定追加ニ依リ特殊取扱料ヲ要スルモノナルトキハ新ニ收納シタル料金ニ相當スル郵便切手ハ原信電報ニ之ヲ貼附消印シ其ノ要旨ヲ餘白ニ記載スヘシ

四、改正ノ爲原信電報ノ字(語)數増加シタル場合ト雖之ニ對スル料金ヲ徵收セルモノトス

五、第三百七十七條第三號ノ通報ヲ受ケタルトキハ其ノ事由ヲ請求者ニ通知スヘシ

第三百七十七條 著信局所ニ於テ改正電報ヲ受信シタルトキハ左ノ各號ニ依リ之ヲ處理スヘシ

一、改正電報ニ依リ原信電報ヲ相當改正スヘシ

二、原信電報配達後ニシテ改正シ得サルトキハ其ノ改正事項ヲ受信人ニ通知スヘシ若受信人ノ居所直配達區域外ナルトキハ原信電報ニ配達方指定ノ有無ニ拘ラス郵便ヲ以テ通知スヘシ

三、郵便ヲ以テ送達スヘキ電報ニ對シ別便配達又ハ舢舨配達ノ指定ヲ追加シ來リタルトキハ受信人ニ到達シタルコトヲ確認スル場合ヲ除クノ外更ニ送達紙ヲ調製シ其ノ記事欄ニ左ノ事由ヲ記載シテ配達スヘシ若受信人ニ到達シタルコトヲ確認スルトキハ之カ手續ヲ爲サス

發信局所ニ書面ヲ以テ其ノ事由ヲ通報スヘシ

「別途郵便ヲ以テ送達シタルモ發信人ノ請求ニ依リ更ニ別便(又ハ舢舨)ヲ以テ配達ス」

四、五ノ各項省略

第三百七十八條 著信局所ニ於テ停止電報ヲ受信シタルトキハ之ニ依リ其ノ原信電報ノ配達ヲ停止シ其ノ事由ヲ原書餘白ニ記載スヘシ若其ノ電報配達後ニシテ停止シ得サルトキハ其ノ事由ヲ原書餘白ニ記載スヘシ

停止電報ニシテ回答ヲ要スルモノナルトキハ前項ノ手續ヲ爲シタル後其ノ事由ヲ發信局所ニ通報スヘシ

第十三章 閱覽及正寫

第八十一條 發信人又ハ受信人ハ其ノ差出シタル電報若ハ受取リタル電報ノ閱覽又ハ正寫ヲ請求スルコトヲ得但シ請求者ニ於テ該電報索出上必要ナル事項ヲ示ササルトキハ其ノ請求ニ應セサルコトアルヘシ

發信人ハ自己ノ差出シタル電報ノ正寫ヲ提示スルトキハ其ノ着信電報、受信人ハ自己ノ受取リタル電報又ハ正寫ヲ提出スルトキハ其ノ發信電報ノ閱覽又ハ正寫ヲ請求スルコトヲ得

第八十二條 電報ノ閱覽及正寫ハ發信ニ在リテハ發信電信官署、著信ニ在リテハ著信電信官署ニ之ヲ請求スヘシ其ノ請求期間ハ發信又ハ著信ノ日ヨリ各三月トス

第八十三條 電報ノ閱覽又ハ正寫ヲ請求スル者ハ左ノ料金ヲ納付スヘシ

閱覽料 五錢

正寫料 電報ノ字數又ハ語數ニ依リ

和文百字以内毎ニ 五錢

殿文二十五語以内毎ニ十錢

前項ノ正寫料ニ充テタル郵便切手ハ電報ノ正寫ニ之ヲ貼附消印ス

○電報取扱規程 第十章 閱覽及正寫

第八十二條 電報ノ閱覽又ハ正寫ノ請求ヲ受ケタルトキハ受信人名、受付月日其ノ他原書搜索上必要ナル事項ヲ申出テシムヘシ

第八十三條 電報原書差出後ニ於テ閱覽又ハ正寫ノ請求ヲ受ケタルトキハ書面ヲ以テ其ノ原書(正寫ニ付テハ原書ノ寫)ノ回送方ヲ電務局ニ請求スヘシ

第八十四條 電報ノ正寫ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、額表事項

二、名宛

三、指定

四、本文

閱覽及正寫

- 五、賴信紙餘白ニ記載シタル發信人居所氏名（發信ニ限ル）
  - 六、發信月日
  - 七、著信月日（著信ニ限ル）
  - 八、送信時刻（送信済ノ發信ニ限ル）
  - 九、受信時刻（著信ニ限ル）
- 第三百八十八條 閱覽料ヲ收納シタルトキハ件名表ニ其ノ事由及料金額ヲ記載シ餘白ニ郵便切手ヲ貼附消印スヘシ
- 第三百八十九條 他局所ノ受持區域内ニ在ル者ヨリ郵便ヲ以テ電報ノ正寫ノ請求ヲ受ケタルトキハ正寫料ニ充ツル郵便切手ノ添附アル場合ニ限り之ニ應シ其ノ正寫ヲ請求者所在地ノ受持局所（郵便局所ヲ含ム）ニ送付（請求者ノ居所氏名ヲ記載シタル書面ヲ添フヘシ）シ正當本人タルコトヲ確メタル上之ヲ交付セシムヘシ

附 則

- 第三百八十四條 本令ハ大正十四年十一月十一日ヨリ施行ス
- 大正六年十一月遞信省令第三十九號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
- 本令施行前ニ差出シタル電ニ報關シテハ仍從前ノ例ニ依ル
- 第三百八十五條 本令ハ特ニ規定スル場合ヲ除クノ外帝國ト外國トノ間ニ發受スル電報ニ之ヲ適用セス

昭和十年四月十四日印刷  
昭和十年四月十九日發行

(定價金壹圓貳拾錢)

東京市澁谷區代々木深町一、六〇九番地

發行兼 編纂者 工 藤

東京市四谷區大番町四十一番地

印刷者 櫻 木

東京市四谷區大番町四十一番地

印刷所 光 文

電話四谷六八六番

不許  
複製

東京市本郷區元町一丁目十三番地

發行所 東京第一高等無線工科講習所

電話水石川(85)二五九九〇三番  
振替東京八一四一二番

終

